総務・警察常任委員会　議事次第

令和８年11月９日（月）
午前１１時３０分～
於：第６委員会室

１　開　　会

２　報告事項

３　その他

４　閉　　会

総務・警察常任委員会　出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑　中　健　司
秘書課長	池　永　昭　二
広報課長	子　川　貴　司

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林　田　匡　民
職員長付理事 （人事課長事務取扱）	坂　根　誠一郎
職員総務課長	松　下　雅　彦
総務事務センター長	田　中　久仁子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	吉　田　ひろみ
会計課長	金　子　尚　香

【総務部】	
総務部長 （京都市域担当）	臼　井　智　彦
総務部副部長	福　原　敏　幸
総務部理事 （総務調整課長事務取扱）	森　田　倫　明
総務部理事 （財政課長事務取扱）	山　﨑　遼太郎
総務部理事 （自治振興課長事務取扱）	山　本　茂　樹
総務部参事 （総務調整課参事兼務）	桂　　省　吾
政策法務課長	上　田　良　幸
税務課長	三　嶋　孝　佳
入札課長	東　原　　勲
府有資産活用課長	小　林　正　典

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	小　林　京　子
監査総務課長	澤　田　晋　治
監査・審査課長	細　見　ゆ　り

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	玉　木　利　忠
人事委員会事務局次長 （総務任用課長事務取扱）	吉　田　詠　子
職員課長	磯　　直　樹

【公安委員会】	
※公安委員長	森　田　雅　之
警察本部長	森　下　元　雄
総務部長	森　　功　治
警務部長	成　田　　友
生活安全部長	洞　　修　司
地域部長	惣　司　匡　樹
刑事部長	田　崎　仁　一
交通部長	中　西　恵　一
警備部長	谷　　正　徳
サイバー対策本部長	西　岡　　寛
京都市警察部長	山　田　正　人
警務部参事官 （警務課長事務取扱）	織　田　将　彰
総務部次長 （総務課長事務取扱）	西　谷　真　嗣
生活安全部次長 （生活安全企画課長事務取扱）	普光江　　邦
地域部次長 （地域課長事務取扱）	福　平　真　治
刑事部次長 （刑事企画課長事務取扱）	西　口　寿　紀
交通部次長 （交通企画課長事務取扱）	野々下　俊　彦
警備部次長 （警備第一課長事務取扱）	甲　斐　雅　治
サイバー対策本部副本部長 （サイバー企画課長事務取扱）	水　野　哲　二
会計課長	出　嶌　克　臣

（ 計　45　名 ）

※ 新任理事者

総務・警察常任委員会　出席要求理事者名簿
（令和8年9月府議会定例会）
（11月９日）

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林　田　匡　民
職員長付理事 （人事課長事務取扱）	坂　根　誠一郎
職員総務課長	松　下　雅　彦
総務事務センター長	田　中　　久仁子

【総務部】	
総務部長 （京都市域担当）	臼　井　智　彦
総務部理事 （財政課長事務取扱）	山　﨑　遼太郎

【人事委員会】	
人事委員会委員長	辻　　幸　子
人事委員会事務局長	玉　木　利　忠
人事委員会事務局次長 （総務任用課長事務取扱）	吉　田　詠　子
職員課長	磯　　直　樹

（ 計　10 名 ）

令和８年９月定例会
総務・警察常任委員会
報 告 事 項

（人事委員会）

○　職員の給与等に関する報告及び勧告について

令和8年10月13日
京都府人事委員会

令和８年京都府人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

本年の勧告のポイント

【本年の公民較差(12,010円･3.08%)に基づく改定】
- 全ての職員について、給料表の引上げにより公民較差を解消
 - 初任給(京都市内)は、大卒相当・高卒相当とも約10,500円の引上げ
 - 中堅層・再任用職員は昨年度を上回る改定
- 期末・勤勉手当（ボーナス）は、0.05月分引上げ（4.65月→4.70月）

１　民間給与との比較

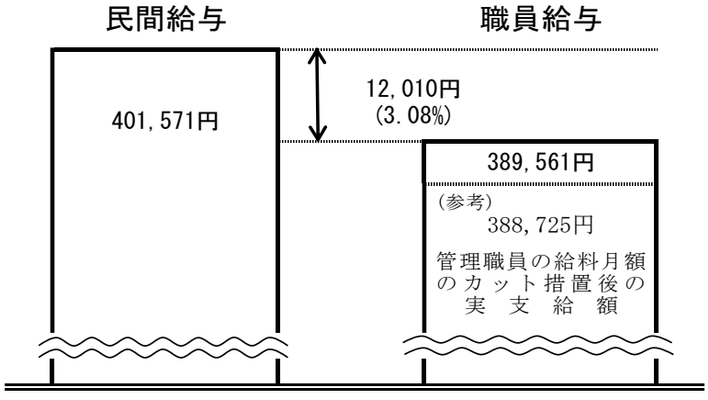
(1) 月例給

・令和８年４月の府職員と民間の月例給与をラスパイレス比較※1
・京都府では管理職員の給料月額のカット措置を実施している※2が、臨時・特例的なものであるため、カット措置がないものとした本来の職員給与と民間給与を比較

民間給与	職員給与	民間給与との比較	
401,571円	389,561円	12,010円(3.08%)	職員給与が民間給与を下回る

※１　役職段階、学歴、年齢階層別の府職員の平均給与と、同条件の民間の従業員の平均給与を算出し、それぞれの区分ごとの府職員数を乗じた総額の平均水準を比較
※２　管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額は、388,725円(実公民較差は12,846円)

公民較差イメージ図



(2) 特別給（ボーナス）

・昨年８月から本年７月までの１年間の民間の支給実績と比較

	民　間	職　員
年間支給月数	４．６８月	４．６５月

２　給与改定の内容及び実施時期

(1) 月例給（本年の公民の給与較差に基づく改定）

項　目	内　　容	改定額
給料表の改定	国の俸給表構造を基本に、府の公民較差に基づいて給料表を引上げ	11,036円
はね返り分	給料表の改定に伴う地域手当等の諸手当の増加分	971円
計		12,007円

・実施時期：令和８年４月１日（遡及適用）

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

・民間の支給割合に見合うよう0.05月分引上げ（年間支給月数4.65月→4.70月）
・民間賞与の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末・勤勉手当に均等に配分

一般の職員の場合の支給月数

	６月期	１２月期	合　計
期末手当	**1.275月**	**1.275月**	**2.55月**
現行	1.2625月	1.2625月	2.525月
勤勉手当	**1.075月**	**1.075月**	**2.15月**
現行	1.0625月	1.0625月	2.125月
合　　計	**2.35月**	**2.35月**	**4.70月**
現行	2.325月	2.325月	4.65月

・実施時期：令和８年６月１日（遡及適用）

(3) 転居に関する手当

・国は、60km以上の転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当の新設を勧告
・地方自治法改正の動向を踏まえた適切な対応が必要

(4) 地域手当

・令和９年４月１日以降の４級地（南丹市以北）の支給割合を8.0％とする（R8:7.0％）
※　昨年、本委員会は、令和10年４月１日までに段階的な引上げを勧告
→令和９年度の支給割合：東京都20％、京都市9.4％、京都市以外の府の地域8.0％
（１年前倒しで制度完成）

(5) 通勤手当

・月途中に採用された職員等への手当支給の始期について、国に準拠した見直しが適当
（現行）採用月の翌月から支給　→（見直し後）採用月から支給

(6) 特地勤務手当

・生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給される特地勤務手当について最新データに基づく点検・検証が必要

(7) 宿日直手当

・人事院勧告に準じて手当額を300円（医師の宿直は1,500円）引上げ
（令和８年４月１日遡及適用）

(8) 初任給調整手当（医師、歯科医師）

・人事院勧告に準じて手当額の上限を1,000円引上げ（令和８年４月１日遡及適用）

(9) 会計年度任用職員の手当

・国の非常勤職員の取扱いや総務省の技術的助言を踏まえ、会計年度任用職員に対して扶養手当及び住居手当相当の報酬を支給することが適当

３　人事制度及び職員の勤務環境

(1) 人材の確保・定着

・多様で有為な人材を安定的に確保していくためには、公務の魅力をわかりやすく発信するなど受験者確保の取組と併せて、時代の変化に対応した採用試験制度への見直しが重要

・障害のある人がその能力や適性を発揮して活躍できるよう、障害特性に応じた勤務条件や職場づくりに取り組んでいくことが必要

(2) 人材の育成・活躍

・求められる職員像や行動指針、組織の目指すべき姿、各職務分野や職位に応じて求められる役割や知識・技能等を明確にし、キャリアステージに応じた体系的な人材育成が重要

・若手職員から高齢層職員まで能力の開発を進め、リスキリングやスキルアップに向けた体系的な研修・育成プログラムの整備・充実を図ることが必要

・女性活躍推進法改正法の成立を踏まえ、特定事業主行動計画が実効性の高いものとなるよう、誰もが能力を発揮して活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが重要

・多様な任用形態の高齢層職員が、能力を十分に発揮し、高い意欲を持って職務に従事することができる勤務条件の整備等を図っていくことが必要

(3) 働きやすい職場づくり

ア 総実勤務時間の短縮

・勤務時間に係る労働法制等を踏まえた適切な勤務時間管理の下、デジタル技術の活用等による業務の効率化を進めるとともに、業務量や育児・介護等による休務の状況など各職場の実態に応じた執行体制の確保に努める必要

・管理監督職員においては、業務量の偏在を防止する観点から、職員への支援や業務分担の見直しを適時的確に行うなど、マネジメント機能を一層強化することが必要

・総実勤務時間の短縮のため、現状では１日単位の代休日の指定及び１日又は４時間単位の週休日の振替について、勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう見直しが必要

・任命権者においては、教育職員の勤務実態を的確に把握し、働きやすさと働きがいの両立に向けた働き方改革を加速させていくことが必要

イ 仕事と家庭の両立及び柔軟な働き方の推進

・性別にかかわりなく仕事と育児・介護等が両立できる勤務環境を整えることは、職員が安心して働き続ける上で極めて重要

・様々な事情を抱える職員が継続して勤務できるよう、既存の制度では対応しきれない場合のセーフティネットとして、取得事由を問わない「無給休暇」の新設が必要

ウ 健康の保持増進

・職員の精神・行動の障害による病気休職者は増加傾向にあり、メンタルの不調を未然に防止するため、働きやすい職場づくりに取り組むことが必要

・公務災害の防止のため、管理監督職員は職員の従事する作業の内容や環境を把握し、適切な安全確保措置を講じることが必要

エ ハラスメントの防止

・全てのハラスメントの根絶を目指し、未然防止や発生した場合の相談者の保護、安心して相談できる窓口づくり、円滑な解決を図る体制づくりなど積極的に対策を進めることが必要

・近年、関心が高まっているカスタマー・ハラスメントには組織的に対応することが重要であり、任命権者において、総合的な対策を推進していくことが必要

オ 適正な勤務環境の確立

・労働安全衛生法等に則り、熱中症予防のための取組の更なる推進等、職場における職員の安全と健康を確保するため勤務環境の整備を計画的に進めることが必要

(4) 公務員倫理の徹底

・府民から信頼される府政の確立に向け、職員一人ひとりが高い倫理観とコンプライアンス意識を持って自らを律するよう、任命権者は継続して取組を進めることが必要

(5) 各種任用制度の運用

・会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務条件等については、引き続き、任命権者において関係法令の趣旨等を十分に踏まえた上で、適切な運用となるよう努めることが必要

参 考

○　府職員の平均年間給与額　（令和８年　行政職　平均年齢39.5歳）

	勧告前	勧告後	勧告前後の差
年間給与 管理職員給料カット後	6,490千円	6,714千円	224千円

○　給与算定事例（令和８年 行政職給料表適用職員）

職務段階	年齢	月例給			年間給与		
		勧告前	勧告後	差	勧告前	勧告後	差
係　員	１８歳 （高　卒 初任給）	円 228,317	円 238,820	円 10,503	千円 3,801	千円 3,988	千円 187
	２２歳 （大　卒 初任給）	262,450	272,953	10,503	4,370	4,558	188
	２５歳	270,436	280,939	10,503	4,503	4,692	189
	３０歳	301,287	311,899	10,612	5,016	5,209	193
副主査	３５歳	336,842	348,548	11,706	5,687	5,903	216
課長補佐	４５歳	422,502	435,412	12,910	7,231	7,476	245
主幹級	５３歳	448,540	461,886	13,346	7,677	7,931	254
本　庁 課長級	５５歳	576,325	591,215	14,890	9,525	9,813	288
副部長級	５７歳	650,888	667,073	16,185	11,223	11,559	336
部長級	５８歳	734,889	752,717	17,828	12,638	13,010	372

（注）１ 月例給は、給料（管理職員1.5～2%カット）、地域手当（京都市内）、管理職手当を基礎に算出

２ 年間給与は、月例給12か月分と期末・勤勉手当（年間支給月数分）を合算した額

３ モデルケースを例示しており、年度途中の昇給や扶養手当等は考慮していない

○　過去の人事委員会勧告の状況

	月　例　給		期末・勤勉手当		備　　考
	公民較差	改　　定	支給月数	対前年増減	
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	＜年間給与で初の減少＞ 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲ 1.97%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲ 1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	全職員給与カット措置
平成16年	▲ 0.01%	―	4.40月	―	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲ 0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	○給与構造改革（18年度～29年度） ・給料　▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当　▲1.2%
平成18年	▲ 0.01%	―	4.45月	―	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	管理職員給与カット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	―	4.50月	―	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲ 0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲ 0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ　▲0.8%
平成23年	▲ 0.19%	持家住居手当廃止　等	3.95月	―	
平成24年	▲ 0.10%	給料表引下げ	3.95月	―	
平成25年	0.01%	―	3.95月	―	全職員給与カット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	管理職員給与カット措置（H26.4～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ　等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～29年度） ・給料表▲１％（現給保障２年間） ・地域手当の級地区分増設及び支給割合引上げ ・単身赴任手当等引上げ
平成28年	0.23%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.30月	0.10月	○扶養手当の見直し（29年度～）
平成29年	0.26%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.40月	0.10月	
平成30年	0.18%	給料表引上げ	4.45月	0.05月	
令和元年	0.13%	給料表引上げ	4.50月	0.05月	○住居手当の見直し（２年度～）
令和２年	▲ 0.01%	―	4.45月	▲0.05月	○獣医師に対する初任給調整手当の創設（３年度～）
令和３年	▲ 0.01%	―	4.30月	▲0.15月	○高齢層職員(55歳超)の昇給制度改正
令和４年	0.30%	給料表引上げ	4.40月	0.10月	
令和５年	1.13%	給料表引上げ	4.50月	0.10月	○在宅勤務等手当の創設（６年度～）
令和６年	3.25%	給料表引上げ	4.60月	0.10月	○給与制度のアップデート ・給料表構造の見直し ・扶養手当、通勤手当等の見直し
令和７年	3.18%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.65月	0.05月	○地域手当の見直し
令和８年	3.08%	給料表引上げ	4.70月	0.05月	○転居に関する手当の導入の検討

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和８年１０月

京都府人事委員会

目　　次

報　　告 …… 1
Ⅰ　職員の給与に関する報告 …… 1
　１　職員給与の実態等 …… 1
　(1)　職員給与の状況 …… 1
　(2)　民間給与の状況 …… 2
　　ア　職種別民間給与実態調査 …… 2
　　イ　調査の実施結果 …… 2
　(3)　給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢 …… 3
　　ア　月例給 …… 3
　　イ　特別給 …… 4
　　ウ　物価及び生計費 …… 5
　　エ　国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等 …… 6
　２　職員給与の改定等 …… 6
　(1)　職員給与の改定 …… 6
　　ア　月例給 …… 6
　　イ　特別給 …… 7
　　ウ　その他の改定 …… 7
　　(ｱ)　転居に関する手当 …… 7
　　(ｲ)　地域手当 …… 8
　　(ｳ)　通勤手当 …… 8
　　(ｴ)　特地勤務手当 …… 8
　　(ｵ)　宿日直手当 …… 8
　　(ｶ)　医師等の初任給調整手当 …… 8
　(2)　教育職員の給与 …… 9
　(3)　給与制度に関する諸課題 …… 9
　　ア　会計年度任用職員の給与制度 …… 9
　　イ　その他の諸課題 …… 9
Ⅱ　人事制度及び職員の勤務環境に関する報告 …… 10
　１　基本的な考え方 …… 10
　２　人事制度及び職員の勤務環境 …… 11
　(1)　人材の確保・定着 …… 11
　　ア　受験者確保・人材の定着対策 …… 11
　　イ　競争試験制度の見直し …… 12
　　ウ　多様な人材の採用 …… 13
　(2)　人材の育成・活躍 …… 14
　　ア　育成マネジメントの推進 …… 14
　　イ　女性活躍の推進 …… 16
　　ウ　高齢層職員の勤務制度等 …… 16
　(3)　働きやすい職場づくり …… 16
　　ア　総実勤務時間の短縮 …… 16
　　(ｱ) 時間外勤務の縮減等 …… 16
　　(ｲ) 代休日の指定等の見直し …… 18
　　(ｳ) 年次休暇等の取得促進 …… 18

（ｴ）教育職員の勤務時間管理 ……19
イ　仕事と家庭の両立及び柔軟な働き方の推進 ……20
（ｱ）無給休暇の新設 ……21
（ｲ）勤務時間制度の整備 ……21
ウ　健康の保持増進 ……22
エ　ハラスメントの防止 ……22
オ　適正な勤務環境の確立 ……24
(4)　公務員倫理の徹底 ……24
(5)　各種任用制度の運用 ……24
ア　会計年度任用職員 ……24
イ　臨時的任用職員 ……25
Ⅲ　給与勧告実施の要請等 ……25
１　給与勧告実施の要請 ……25
２　給与減額措置 ……26

勧　　告 ……27
第１　改定の内容 ……27
第２　改定の実施時期 ……28
別表第１ ……29
別表第２ ……50

説明資料

報　　告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じられなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならず、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

中立性、専門性を有する第三者機関である人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、地域の民間賃金の適切な反映をはじめとする社会一般の情勢に適応した適正な給与制度・水準の確立や適切な勤務環境の確保に取り組んできており、本年においても職員給与の実態、給与決定の基礎となる諸事情及びその他の勤務条件等について調査研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

Ⅰ　職員の給与に関する報告

１　職員給与の実態等

(1)　職員給与の状況

本委員会が本年４月１日現在で実施した、職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員（ただし、再任用された職員及び臨時的任用職員等を除く。）を対象とする職員給与実態調査によると、職員は、昨年に比べて134人多い21,111人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職及び特定任期付職員の６種９給料表の適用を受けている。

これらのうち給与条例に定める行政職給料表の適用を受ける職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差算定対象職員」という。）は4,381人で、その平均年齢は39.5歳、平均経験年数は17.0年、学歴別構成比は大学卒78.1％、短大卒6.2％、高校卒15.6％、中

学卒0.1％、男女別構成比は男性57.0％、女性43.0％であり、その給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）及び主な手当の平均月額（実支給額）は、給料331,939円、扶養手当6,861円、地域手当30,732円となっている。(「説明資料」第１表参照)

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体の平均年齢は39.1歳、平均経験年数は16.7年、学歴別構成比は大学卒79.7％、短大卒5.9％、高校卒14.4％、中学卒0.0％、男女別構成比は男性61.1％、女性38.9％である。(「説明資料」第２表及び第３表参照)。給料（教職調整額を含む。）及び主な手当の平均月額は、給料365,827円、扶養手当10,166円、地域手当32,141円となっている。(「説明資料」第４表参照)

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である879の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した200の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者に本年４月分として支払われた給与や民間事業所における昨年８月から本年７月までの１年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、物価高を踏まえ、いわゆるインフレ手当について、毎月支給されている場合は月例給として、一時金として支給されている場合は特別給として把握した。

本年の調査完了率は83.8％と、例年と同様に非常に高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

イ 調査の実施結果

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合が大学卒で39.5%、高校卒で12.8%となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で73.1%、高校卒で87.9%となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で26.9%、高校卒で12.1%となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で270,300円、高校卒で212,906円となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は67.9%、また、定期昇給制度のある事業所のうち、昇給を実施した事業所の割合は、100%となっており、このうち昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は38.8%、変化なしとしている事業所の割合は54.4%となっている。（「説明資料」第16表及び第17表参照）

人事院における調査結果と同様、多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されており、相応の賃金水準を確保しようとする動きがうかがえる。

(3) 給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢

職員の給与は、地方公務員法第24条に根本基準が定められており、改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としてきた。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある中で、その時々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠することが最も合理的であるとの考え方による。

本年においても、次のア及びイの方法により比較を行い、職員給与に民間給与の水準を適正に反映させ、広く府民の理解が得られるものとしていく。

ア 月例給

公民給与の比較は、単純な平均値による比較ではなく、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、職員にあっては較差算定対象職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により行っている。

本年４月分の月例給について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第１表に示すとおり、職員給与が民間給与を12,010円・3.08%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を12,846円・3.30%下回っていた。

第１表　職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較差	
			①－②＝③	③／②×100
給与減額前	401,571円	389,561円	12,010 円	3.08 %
給与減額後		388,725円	12,846 円	3.30 %

（注）１　「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。

２　管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、836円(0.21%)である。

３　職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

４　比較給与種目は、次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与（注1）から時間外手当（注2）及び通勤手当を除いたもの	給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

（注１）基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。

（注２）超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

５　公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレス方式による。

$$給与較差 = \frac{\Sigma P_1 Q_0}{\Sigma P_0 Q_0}$$

P_1…民間企業従業員の平均給与月額
P_0…職員の平均給与月額
Q_0…職員数

［ラスパイレス方式］
民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与（平均額）をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したもの。
なお、民間企業従業員の本年４月分の平均給与月額については、「説明資料」第18表参照のこと。

イ　特別給

職員の特別給（期末・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与等）の過去１年間の支給実績を精確に把握して支給割合（月数）を算出し、これと職員の特別給の年間支給月数とが均衡するよう0.05月単位で改定を行ってきている。昨年８月から本年７月までの１年間において民間事業所で支払わ

れた特別給は、第２表のとおり、年間で所定内給与月額の4.68月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（4.65月分）が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っていた。

第２表　民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額（円）	下半期（A_1）	408,573
	上半期（A_2）	424,010
特別給の支給額（円）	下半期（B_1）	927,865
	上半期（B_2）	1,022,125
特別給の支給割合（月分）	下半期（B_1/A_1）	2.27 [1]
	上半期（B_2/A_2）	2.41 [1]
	計	4.68

（注）１　「所定内給与月額」とは、月ごとに支給される全ての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当及び宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

２　「下半期」とは令和７年８月から令和８年１月まで、「上半期」とは同年２月から７月までの期間をいう。

ウ　物価及び生計費

物価は令和３年度後半以降、継続的に上昇傾向にあり、本年４月の消費者物価指数（総務省）は、昨年４月に比べ、全国では1.4％の上昇となっている。（「説明資料」第25表参照）

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、「家計調査」（同省）等に基づき、勤労者世帯のうち、１人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯について、令和８年４月の標準生計費を算定したところ、京都市の１人世帯、２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計費は、それぞれ102,490円、150,880円、169,210円及び187,560円となっている。（「説明資料」第24表参照）

エ　国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等

人事院は、本年８月７日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与や人事管理等について報告及び勧告を行った。

これによれば、本年４月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較したところ、国家公務員給与が民間給与を15,056円（3.51％）下回っており、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、昨年を上回る俸給表の引上げ改定をし、行政職俸給表(一)の場合、平均3.3％引き上げることとしている。

特別給については、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分することとしている。

また、医師等の初任給調整手当及び宿日直手当の引上げ改定を行うとともに、転勤に伴う経済的な負担の軽減に資するため、転居を伴う転勤を行う職員への手当を新設することとしている。

このほか、職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告として、事由を問わず年７日取得できる無給休暇の新設や休日に勤務した場合の代休日の指定等の見直しを行うこととしている。(「説明資料」参考（令和８年人事院勧告・報告の概要）参照)

なお、小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表に関しては、これまでどおり、改定を行う際のモデルとなる給料表が、本委員会も参画する全国人事委員会連合会において、本年の人事院勧告を踏まえて作成の上、示されている。

２　職員給与の改定等

(1)　職員給与の改定

ア　月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することとする。

本年４月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、前記１の(3)のアのとおり職員の給与が民間給与を12,010円・3.08％下回っており、民間給与との均衡を図るとともに国家公務員に対して執られ

る措置との均衡を踏まえ、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

各給料表について、人事院勧告で示された俸給表等の構造及び改定内容を基本として、全ての職員を対象に引き上げる改定を行う。これにより職員給与は、給料表の改定により平均11,036円、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均971円の増額となる。

また、人事院は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）の俸給月額について、民間における再雇用者の給与水準に見合ったものとなるよう、近年の改定率を上回る改定を勧告した。本府の職種別民間給与実態調査においても、係長級のフルタイム再任用職員の月例給の平均は、民間の係長級のフルタイム勤務再雇用者の月例給の平均を下回る結果となっており、国の改定の考え方を踏まえて、再任用職員の月例給の引上げ改定を行う。

これらの改定は、本年４月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

イ　特別給

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とし、支給月数の引上げ分は、府内の民間事業所の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

また、指定職給料表適用職員、再任用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、上記の取扱いとの均衡を踏まえ支給月数の引上げを行う。なお、再任用職員については、令和４年度から支給月数の改定単位を0.025月単位としてきたところであるが、国家公務員の再任用職員との均衡を踏まえ、改定方法を見直すこととする。

これらの改定は、６月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分することが適当であることから、本年６月に遡及して実施する。

ウ　その他の改定

(ｱ)　転居に関する手当

人事院は、異動の円滑化を図るため、転勤を行う職員の経済的負担等に対する給与上の措置として、転居を伴う転勤を行った職員に対する手当を令和９年４月から新設するよう勧告した。具体的には、所要の経

過措置を講じた上で、現行の単身赴任手当については基礎額（一律月額３万円）のみとし、新設する手当は、転勤の形態に関わらず転居を伴う転勤を行った職員を対象とし、距離区分に応じて異動から３年間支給することとしている。

本府においても、転居を伴う異動があり、転勤を行う職員の経済的負担等への給与上の措置の必要性が認められることから、地方自治法の改正の動向を踏まえて適切に対応していく必要がある。

(ｲ) 地域手当

令和７年の本委員会の勧告において、級地区分と支給割合の改正を段階的に実施することとし、国の経過措置が終了する令和10年４月までに制度を完成させることとした。また、支給割合は、国の引上げにおける支給割合を参考に設定することとしており、人事委員会規則で定めることとしている令和９年度における現４級地（旧５級地）の支給割合は、8.0％とする。

(ｳ) 通勤手当

国においては、月の途中に採用された職員等について、当該採用等の日の属する月から支給する等の見直しが本年10月から実施されたところである。給与制度は国家公務員の給与制度に準拠するという基本的な考え方に基づいて、国の見直しに準拠して見直しを行うことが適当である。

(ｴ) 特地勤務手当

国においては、本年４月に最新データを踏まえ、特地官署等の指定の見直しがされたところである。本府においても、最新データにより特地公署等について点検・検証を進め、適切に対応していく必要がある。

(ｵ) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年４月に遡及して実施することとする。

(ｶ) 医師等の初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年４月に遡及して実施することとする。

(2)　教育職員の給与

教育職員の給与については、昨年、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営・指導の促進とともに職務や勤務の状況に応じた教育職員の処遇の改善が図られることとなっており、教職調整額の基準となる率について段階的に引き上げられているところである。こうした中で、文部科学省の令和８年度義務教育費国庫負担金予算においては、部活動指導業務に従事する教員の処遇改善を図るため特殊勤務手当については増額された一方、特別支援教育に従事する教員に支給される給料の調整額については負担と処遇のバランスに配慮した見直しとして減額されているところである。

このような状況の下で、教育職員の給与制度の在り方については、その職務と責任の特殊性に基づくものとなるよう、今後とも、国における検討・措置状況や他の都道府県の動向等を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(3)　給与制度に関する諸課題

ア　会計年度任用職員の給与制度

国においては、非常勤職員の給与について、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年７月に非常勤職員の給与に関する指針が改正され、本年10月から任期が相当長期にわたる非常勤職員に対して扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努める旨が追加された。

また、本年９月には、総務省は一定の要件を満たす会計年度任用職員について、扶養手当及び住居手当に相当する報酬を支給するよう、技術的な助言をしたところである。

本府においてもこうした状況の下で、この技術的助言や本府の実情等を踏まえ、会計年度任用職員に対し扶養手当及び住居手当に相当する報酬を支給することが適当である。

イ　その他の諸課題

国においては、多様な経験や専門性を有する人材をより一層公務に誘導することを目的として、令和７年４月から初任給決定に係る規定等の見直しが行われたところである。本府においては、初任給の決定において民間企業等における経験年数については年数に応じて換算率を定めているところであるが、採用者の民間企業等における経験を十分に考慮して初任給を決定できるように見直しに向けた検討を進める必要がある。

また、本年の人事院報告において、国の本府省幹部職員等について、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準を確保するとともに、能力・実績に応じた人事運用を徹底し、実力本位の人事制度へ見直すこととし、令和９年に具体的な内容を報告するとされた。本府においても国の検討状況を注視していく必要がある。

その他の諸手当については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、民間事業所や国、他府県の動向等を調査・研究するとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しつつ、不断に点検・検証を進め、給与業務の効率化の視点も踏まえ、今後とも適切に対応していく必要がある。

Ⅱ　人事制度及び職員の勤務環境に関する報告

１　基本的な考え方

本府は現在、少子化の進行による生産年齢人口の減少や人材獲得競争の激化、人生100年時代といわれる超高齢社会の到来、激甚化・頻発化する自然災害や感染症等への対応、価値観や働き方の多様化、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の急速な進展、インフラの老朽化、更には不安定な国際情勢など、社会経済環境の大きな変化に直面している。

このような変化に伴い、行政課題は更に複雑・多様化しており、限られた人員で質の高い府民サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術を活用した業務改革や時代に即した事務事業の見直しによる効率化・スリム化を推進するとともに、多様で有為な人材の確保・定着とその育成を図ることが、一層必要となっている。

そのためには、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる勤務環境の整備を図るとともに、やりがいや成長を実感できる魅力ある職場づくりを推進し、その魅力を効果的に発信することで、より多くの有為な人材から「選ばれる京都府」となることが重要である。

今後とも、任命権者と本委員会が連携し、多様で有為な「人材の確保・定着」、職員の主体的な学びやキャリア形成を支援し、その能力を最大限に発揮できる「人材の育成・活躍」、及び多様で柔軟な働き方が選択できる「働きやすい職場づくり」の３つの観点から取組を進める必要がある。

こうした取組を通じて職員のワークエンゲージメントを高め、一人ひとりがやりがいや成長を実感しながら能力を向上・発揮できる組織風土を醸成することで、組織全体の活力とパフォーマンスの向上を図り、質の高い府民サービスを持続的に提供していくことが求められている。

２　人事制度及び職員の勤務環境

(1)　人材の確保・定着

ア　受験者確保・人材の定着対策

多様で有為な人材を継続的に確保していくことは、質の高い府民サービスを持続的に提供する上で不可欠であるとともに、それぞれの公務分野において、業務量に応じた執行体制を構築する上での大前提となるものである。

職員の採用については、生産年齢人口の減少に加え、民間企業等との人材獲得競争が激化する中、一類採用試験の申込者数は、令和６年度から３年連続で増加しているものの、受験者数が横ばい傾向にあり、受験者の確保が課題となっている。

さらに、人材の流動化や若年層の就労観の変化等を背景に、若手職員の離職も増加傾向にあり、今後も売り手市場が継続するものと見込まれる。

他方、若年層においては、社会貢献への関心を持ちながらも、将来的な転職を見据え、仕事を通じた自身の成長やキャリア形成を重視し、多様で柔軟な働き方を求める傾向が強くなっている。

就職を取り巻く環境や若年層の就労観が変化する中で、高い能力や豊富な経験を有する人材から、本府が就職先として選ばれるためには、Ⅰの２で述べた給与面での適切な処遇に加え、仕事を通じて得られるやりがいや自身の成長、社会への貢献といった公務の魅力を分かりやすく発信するとともに、(3)で述べる多様な人材が能力を十分に発揮しながら活躍し続けられる職場づくりに、総合的かつ戦略的に取り組んでいく必要がある。

本委員会では、これまで任命権者と連携し、学校訪問や採用ガイダンス、職員採用ホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報発信に加え、若手職員との交流機会の創出などにより、府職員として働く姿や仕事のやりがいを具体的にイメージできる取組を進めてきた。今後は、本府が求める人材像や習得できる専門性・スキル、キャリア形成の展望などを分かりやすく示すことで「府の仕事のブランディング」を一層推進することが重要である。また、職場見学やインターンシップ、仕事体験等を充実させることで、本府への就職意欲の向上を図るとともに、採用後の定着にもつなげていく必要がある。

特に、総合土木をはじめとする技術系職種については、人材獲得競争の激化により、その確保は一段と困難な状況にある。このため、府職員として専門性を発揮しながら成長できる環境や、府民生活や地域社会に直接貢献できる仕事の意義を積極的に発信するとともに、民間企業等で培われた

経験や高度な専門性を有する人材の採用・活用についても一層推進していく必要がある。

また、高校卒業見込みの年齢で受験が可能となる各種の採用試験については、少子化の進行や大学進学率の上昇等を背景として就職希望者数が減少しており、本府の受験者数も減少傾向が続いている。このため、府内の高等学校や専門学校等への訪問を通じた積極的なＰＲや、将来の公務人材の裾野拡大につながるよう、府の仕事の魅力の効果的な広報活動を積極的に進めていく必要がある。

イ　競争試験制度の見直し

多様で有為な人材を安定的に確保していくためには、アで述べた受験者確保の取組と併せて、時代の変化に対応した採用試験制度への見直しを継続的に進めていくことが重要である。

近年、民間企業における採用活動の早期化や採用手法の多様化が進むとともに、就職活動に対する学生の意識や行動にも変化が見られる。また、公務員試験対策に多くの時間を要することを理由に、公務員を進路として選択しない学生も少なくない。こうした状況を踏まえ、本委員会においては、任命権者と連携しながら、採用試験の実施時期や試験方法、受験資格の見直しなどを進め、多様で有為な人材が受験しやすい制度の構築に取り組んできたところである。

一方、人事院においても、人事行政諮問会議の議論等を踏まえ、本年度には、総合職大卒程度試験の「教養区分」における春試験の新設や受験可能年齢の引下げ、試験内容の見直しなど受験機会の拡大と受験しやすい採用試験制度への改革を実施する、採用プロセスのアップデートが進められている。

本府においても、引き続き、就職活動の早期化をはじめ、アで述べた就職を取り巻く環境や若年層の就労観の変化など、時代の変化に適応した採用試験制度の不断の見直しを進めることが重要である。

こうした観点から、人材確保がより困難な状況にある技術職種については、令和６年度から、全ての試験区分の実施時期を前倒ししているが、 特に人材獲得競争が激しい総合土木については、大学３年生の秋から受験できるよう、令和７年度から受験可能年齢を引き下げるとともに、民間企業への就職や大学院修士課程進学といった経験を積んだ受験者が再度試験を受け直す必要がないよう、採用候補者名簿の有効期間を２年から４年に延長したところである。引き続き、より機動的かつ柔軟な採用手法について

検討を進め、必要な人材の確保につなげていくことが重要である。

また、学生が公務員を進路として選択しない理由として「公務員試験対策が負担」を挙げる者が少なくないことから、行政Ｂ区分において、ＳＰＩ方式を導入するとともに、本年度からは自己アピール試験の内容を見直し、これまでの学びや経験の中で身につけた知識や能力等を評価するなど受験者の負担軽減と受験しやすい試験制度の構築を進めているところである。

今後においても、人物重視の採用を基本としつつ、職務遂行に必要な能力や適性を適切に評価できる試験制度の充実を図るとともに、内定式等に出席する採用予定者への交通費等の支給も含め、受験者の負担軽減や受験機会の拡大につながる見直しについて引き続き検討を進めていく必要がある。

ウ　多様な人材の採用

人材の流動化が進む中、多様で有為な人材の確保の観点から、多様な経験や知識・技能、高度な専門性を有する人材を獲得していくために、新卒者を中心とする採用試験のみならず、任命権者が実施する選考採用等を必要に応じて組み合わせることが有効と考えられる。任命権者においては、社会人経験者採用選考試験を取り入れながら人材の確保に取り組んでいるところであるが、即戦力となる人材を確保するためのアルムナイ採用の検討など、多様で有為な人材の確保に向け、任命権者の取組に適切に対応していくこととする。

障害者雇用については､障害のある人がその能力や適性を十分に発揮し、自らの意思や希望に沿って活躍できる共生社会の実現につながる重要な取組である。

任命権者においては､「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき策定された「障害者活躍推進計画」に沿って、障害者の積極的な雇用と障害のある職員の障害特性に応じた勤務条件や職場づくりに取り組んでいく必要がある。

本委員会としても、障害のある職員に対する合理的配慮、障害の特性に応じた勤務条件や勤務環境の整備を求めるとともに、任命権者の取組を支援するため、障害者を対象とした採用選考試験を引き続き実施していく。

いわゆる就職氷河期世代の採用については、政府において、令和５年度からの２年間を「第二ステージ」と位置付け、公務員等での採用が推進されてきたところであり、本府においても、令和２年度から令和６年度まで

同世代に特化した採用試験を実施してきた。さらに、令和７年６月に「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定された「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」を踏まえ、本年度には当該採用試験を再開したところであり、引き続き同世代に対する支援に取り組んでいく必要がある。

教員の採用については、任命権者である教育委員会が、教育職員免許状取得者から選考等する仕組みとなっているが、近年、志願者数の減少傾向が続く中、採用予定人数の増加も相まって、志願倍率が低下している。

教員の確保は、学校教育の根幹を支える重要な課題であり、本委員会としても、必要に応じて教育委員会と意見交換を行うこととしている。教育委員会においては、本年度の教員採用選考試験について採用予定者数を過去10年間で最大とするとともに、大学３年生等チャレンジ選考試験の全校種・職種・教科（科目）への拡大や、社会人経験者特別選考（教員免許取得猶予）の対象拡大など、志願者確保に向けた取組を実施しており、引き続き積極的な取組を推進していくことが必要である。

(2)　人材の育成・活躍

ア　育成マネジメントの推進

採用後は、職員がその職務を十分に果たすことができるよう、個々の職員の意欲や資質・能力の一層の向上を図るとともに、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、組織の活性化と複雑・多様化する行政課題への対応力の強化を図っていく必要がある。

とりわけ、人材を組織の持続的な発展を支える重要な資源として捉え、職員の成長と活躍を組織力の向上につなげていく人的資本の視点がますます重要となっており、本府においても、職員一人ひとりの多様な能力や経験を組織の力として生かしながら、人材育成と組織力向上を一体的に進めていく必要がある。

任命権者においては、地方公務員法に基づく人事評価制度の適切な運用や、人材育成に係る指針等に基づく職員の育成に取り組まれてきたところであるが、１で述べたように、社会経済環境の変化や行政課題の複雑・多様化が進む中、人材の育成・活躍の重要性は一層高まっている。任命権者においては、人材の育成と活躍促進の取組を戦略的かつ計画的に推進していくとともに、次のような観点からの取組が重要である。

第一に、本府が対応すべき中長期的な課題の解決や計画の実現に向け、職員の自主性や多様性の発揮に留意しつつ、求められる職員像や行動指針、

組織の目指すべき姿、各職務分野や職位に応じて求められる役割や知識・技能等について明確にし、それぞれのキャリアステージに応じた体系的な人材育成を進めることが重要である。

組織全体として、目指す方向性や重視する価値を共有することは、組織としての一体感の醸成はもとより、府民との信頼関係をより強固なものにすることにもつながるものである。

第二に、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の進展や行政ＤＸの推進に伴い、職員に求められる知識や能力が大きく変化していくとともに、定年年齢の引上げに伴う在職期間の長期化等により、今後更に、様々な職務経験や専門性を有する多様な人材による公務運営が求められる。

このため、若手職員から高齢層職員まで、それぞれの職種、階層、専門性等に応じて必要となる能力の開発を進めるとともに、リスキリングやスキルアップに向けた体系的な研修・育成プログラムの整備・充実を図る必要がある。併せて職員一人ひとりが主体的に学び、自らのキャリアを形成していく視点も重要となっている。職員が自身の強みや適性を理解しながら成長できるよう、研修機会の提供や自己啓発支援、庁内外での多様な業務経験の付与、人事面談等を通じたキャリア形成支援を充実させていくことが求められる。

また、職員一人ひとりが能力を最大限発揮するためには、管理監督職員には、職場のリーダーとして、職員の成長を支援し、その能力を引き出すマネジメントが求められる。職員との継続的な対話や適切な助言を通じて成長を促すとともに、自由に意見を述べたり、提案ができる心理的安全性の高い職場環境を構築し、挑戦や学びを後押しする組織風土を醸成していくことが重要である。そのためには、人材育成・人事担当部局が管理監督職員と十分に連携しながら、一体となって取り組んでいく必要がある。

管理監督職員のマネジメント能力を向上させ、組織全体で人材の育成を促進し、個々の職員が働きがいや成長を実感できる取組を進めていくことは、意欲や、組織に対するワークエンゲージメントを高め、そのパフォーマンスを更に向上させることにつながるとともに、定着の観点からも重要である。

こうした取組を通じて、高い専門性と強い使命感を持ち、変化を前向きに受け止めながら主体的に課題解決に取り組む職員を育成し、組織力の向上と人材の定着につなげていくことが求められる。

イ　女性活躍の推進

多様で有為な人材から選ばれる京都府となるためには、性別にかかわらず多様な人材が活躍できる魅力ある職場づくりが求められている。

任命権者においては、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、誰もが働きやすい職場づくりを推進する取組が実施されてきたところである。令和７年通常国会において、令和８年３月31日までの時限立法である女性活躍推進法の有効期限の10年間延長等を内容とする改正法が成立したことから、任命権者においては、法改正の趣旨、この間の女性管理職比率等の数値目標の達成状況等を踏まえ、行動計画がより実効性の高いものとなるよう、全庁挙げて、誰もが能力を発揮して活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

ウ　高齢層職員の勤務制度等

高齢層職員を取り巻く状況については、令和６年度から、定年引上げ後の60歳を超える職員に加え、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員など、多様な任用形態の高齢層職員が公務の職場で勤務している。

また、民間企業においては、全国的に定年年齢を60歳超とする企業の割合が増加傾向にあり、国においては、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、高齢層職員の給与水準について、人事管理に関連する制度と一体的に検討を行うこととしている。

これらの国の検討状況を注視するとともに、本府における高齢層職員の勤務条件について、高齢層職員の豊富な知識や技術、経験等を活用し、次の世代に継承していくとともに、それぞれの職務・職責や役割に応じて、その能力を十分に発揮し、高い意欲を持って職務に従事することができるよう、整備を図っていく必要がある。

(3)　働きやすい職場づくり

ア　総実勤務時間の短縮

(ｱ)　時間外勤務の縮減等

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で能力を発揮できる勤務環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの推進、職員の健康の保持増進及び多様で有為な人材の確保の観点からも極めて重要な課題である。

本府における令和７年度の時間外勤務の総時間数は、教育委員会においては前年度を若干下回ったものの、知事部局及び警察本部においては増加した。これは、府内で発生した鳥インフルエンザに係る防疫措置等により業務量が増加した影響が大きかったものと考えられる。しかしながら、近年の自然災害の激甚化・頻発化等を踏まえると、今後も年度当初には想定し得ない業務が発生することが見込まれることから、任命権者においては、年度途中においても執行体制を点検し、必要に応じて応援態勢を構築するなど、適時適切な人員配置を行う必要がある。

また、時間外勤務の縮減に当たっては、勤務時間に係る労働法制等（以下「勤務時間法制等」という。）を踏まえた適切な勤務時間管理の下、長時間勤務の要因分析を行うとともに、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の活用等による業務の効率化を進めることが重要である。加えて、職員の勤務状況や業務の進捗状況を的確に把握し、業務の平準化を図るとともに、業務量や育児・介護等による休務の状況など各職場の実態に応じた執行体制の確保に努める必要がある。

所属長をはじめとする管理監督職員は、職員一人ひとりの勤務時間を適切に管理した上で、時間外勤務を命じる必要がある場合には事前命令及び修正命令を徹底するとともに、命令を受けていない職員の速やかな退庁を促さなければならない。また、命令に基づく時間外勤務に対する手当については、適時適切に支給される必要がある。

本委員会が令和７年度に全所属を対象として実施した事業場調査において、実地調査を行った44所属のうち13所属で時間外勤務の上限時間を超過している事例が認められたことから改善指導を行った。上限時間超過の要因は所属ごとに異なるものの、多くの所属において業務の平準化が課題として認識されていた。このため、管理監督職員においては、業務量の偏在を防止する観点から、職員への支援や業務分担の見直しを適時的確に行うなど、マネジメント機能を一層強化することが求められる。また、時間外勤務命令が適切に行われていなかった３所属についても改善指導を行ったところであり、各所属においては、客観的な記録を基礎とした適切な勤務管理を行い、時間外勤務命令の修正漏れの防止に努める必要がある。

労働基準監督権限を有する本委員会としては、引き続き事業場調査等を通じて勤務時間法制等の遵守を徹底するとともに、勤務時間管理の重要性に関する意識の向上及び適正な勤務時間管理の推進に向けた啓発に取り組んでいく。

さらに、長時間勤務を行った職員に対する健康確保も重要である。任命権者には、一定時間を超える長時間勤務を行った職員に対し、産業医等による面接指導を受けさせることが義務付けられている。知事部局等及び警察本部では、対象職員への面接指導の実施率は概ね100％となっている一方、教育委員会においては、教育職員本人の希望による実施としていることから、その件数は極めて少ない状況にある。長時間勤務は心身の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、所属長は面接指導の意義について丁寧な説明を行い、対象職員に積極的な受診を促すなど、健康確保措置の実効性向上に努める必要がある。

(ｲ)　代休日の指定等の見直し

人事院は、休日や週休日に特に勤務することを命じた場合、現状では、代休日の指定は１日単位で行うものとされ、週休日の振替等も１日又は４時間単位で行うものとされていることについて、職員の総実勤務時間を減少させる観点から、職員が、その勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、代休日の指定及び週休日の振替等を１日又は４時間単位に限らず行うことを可能とするよう勧告した。

本府においても、代休日の指定は１日単位で行うものとされ、週休日の振替等も１日又は４時間単位で行うものとされている。国における見直しは、職員の総実勤務時間の短縮に資すると認められるため、国と同様の見直しを行う必要がある。

なお、この見直しは、総実勤務時間の短縮を趣旨とするものであることについて職員に周知を行い、その運用に当たっては、週休日及び休日の勤務を助長することのないよう十分に留意することが必要である。

(ｳ)　年次休暇等の取得促進

総実勤務時間の短縮に当たっては、年次休暇や夏季休暇の計画的取得、連続取得の促進も有効な手段の一つである。令和７年の年次休暇の取得状況をみると、警察本部では大半の職員が５日以上取得している一方、他の任命権者では約１割の職員が５日未満にとどまっている。所属長においては、職員に年５日の年次有給休暇の確実な取得を使用者に義務付けた民間労働法制の趣旨も踏まえ、年次休暇等の計画的取得や取得促進、取得しやすい職場環境の整備、働き方に関する意識啓発に引き続き取り組む必要がある。

(ｴ)　教育職員の勤務時間管理

学校を取り巻く環境は年々課題が複雑化・困難化し、教育職員が担う業務は増加傾向にある。一方で、教育職員の未配置や長時間勤務が全国的に課題となっており、この状況を改善しなければ、教育職員のなり手不足に拍車がかかるとともに、教育の質の低下を招きかねないことから、働き方改革の推進が喫緊の課題となっている。

教育の要である教育職員が、自発性・創造性を大いに発揮するためには、働きやすさと働きがいの両立を図ることが重要である。各学校においては、教育職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮しつつ、教育職員の勤務実態を的確に把握し、勤務時間の適正化に向けた取組を一層進めていく必要がある。

なお、教育職員については、時間外勤務を命じることができる、いわゆる「超勤４項目」に該当する業務のみならず、外形的に把握することのできる「在校等時間」の状況を踏まえて働き方改革を推進することが求められるが、本委員会が令和７年度に実施した事業場調査（実地調査）においては、調査対象の府立学校12校全てに対し、教員の長時間勤務の是正について助言を行ったところであり、超勤４項目以外の業務により在校等時間が長時間に及んでいる教員も確認された。

任命権者においては、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の勤務時間の上限を設定するとともに、その上限を超えないよう業務改善等の取組を進めている。また、令和７年３月に策定された「教職員の働き方改革推進計画」においては、在校等時間の削減に当たって、教育職員が働きがいを高めつつ、働きやすさも両立している学校を目指した働き方改革を推進することとされており、授業・学級経営、部活動、生徒指導・保護者対応、学校行事等の各分野において、それぞれの実情を踏まえて、様々な取組を複合的に実施していくこととされている。また、同計画は、令和７年の給特法の一部改正により策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」にも位置付けられている。しかしながら、任命権者が実施した調査によれば、時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、令和７年度においても依然として高い状況であり、今後とも、これらの方針や計画に基づく取組を着実に実行し、働き方改革を加速させていく必要がある。

府立学校においては、本年１月から教育職員の在校等時間をより適切に管理するため、統合型校務支援システムを整備し、電子システム上で出退勤状況をリアルタイムに把握することが可能となった。今後は、そ

の把握結果を十分に活用し、教育職員が担っている業務について、学校以外が担うべき業務や教育職員以外が積極的に参画すべき業務、更なる負担軽減を促進すべき業務がないかなどの視点から検証を行い、業務分担の見直しや適正化を進める必要がある。

また、教育職員の部活動指導については、令和７年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を受け、本年３月に改訂された「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」において、教員を部活動顧問とする場合には、その負担が過度とならないよう十分に留意することなどが明記されるなど、教育職員の負担軽減と勤務時間の短縮を進めることとされている。

これらの取組の実施に当たっては、家庭や地域等の関係者の理解と協力を得ながら、市町教育委員会等や校長をはじめ教育職員の意見を十分踏まえた上で、学校現場において具体的な業務改善を着実に実行していく必要があるとともに、適切な運営体制を確保することが重要である。

また、本委員会としても、令和７年の給特法改正法に対する附帯決議において、「人事委員会（中略）は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと」が求められていることを踏まえ、引き続き事業場調査等を通じて任命権者の取組状況や教育職員の勤務実態等を適切に把握するとともに、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

イ　仕事と家庭の両立及び柔軟な働き方の推進

近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性に対する意識の高まりや、個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進む中、性別にかかわりなく仕事と育児・介護等が両立できる勤務環境を整えることは、安心して働き続ける上で極めて重要な課題であり、多様で有為な人材の確保・定着にもつながるものである。

また、「子育て環境日本一」を目指す本府においては、これまでも育児に係る休暇制度をはじめとする独自制度を充実し、仕事と家庭を両立できる勤務条件の整備に取り組んできたところである。

任命権者には、職員に対して仕事と育児・介護等との両立の重要性やそれらを支援する制度の内容を浸透させるほか、職員が制度を利用して安心して働けるよう、周囲の職員の意識醸成を図ることが求められている。また、そのためには、代替職員の配置を含めた業務体制の再構築など、職場全体としての支援体制を構築する取組を一層推進する必要がある。

(ｱ)　無給休暇の新設

人事院は、育児や介護に限らず様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、柔軟な働き方を推進する必要があるとして、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合には、休暇の取得事由を問わず、無給で年間７日まで取得できる「無給休暇」の新設を勧告した。この無給休暇は、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない事情を有する職員へのセーフティネットとしての役割を果たすとともに、時間単位で取得することにより、フルタイム勤務の継続が一時的に困難となった職員が、一定の期間内で短時間勤務を行うことが可能となるとされている。

本府においては、人事院が無給休暇の活用イメージとして想定している「小１の壁」等については短時間勤務を可能とする制度を整備しているところであるが、育児以外にも様々な事情を抱える職員が継続して勤務できるようにするためには、既存の制度では対応しきれない場合のセーフティネットを整備する必要性があることから、本府においても、国と同様に、公務の運営に支障がない場合には、休暇の取得事由を問わず、無給で年間７日まで取得できる「無給休暇」を新設することが必要である。

(ｲ)　勤務時間制度の整備

職員のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、多様な事情や働き方に関するニーズに対応した働きやすい勤務時間制度を整備していくことが重要である。

任命権者においては、これまで時差出勤や在宅勤務等の制度整備が行われてきた。今後は、これらの制度を職員に浸透させていくとともに、時代の要請に即した見直しを行いつつ、職場の状況を踏まえながら、希望する職員が制度を利用しやすくなるように適切な公務運営体制の確保や勤怠管理をはじめとする業務マネジメントの充実に取り組むことが重要である。特に、在宅勤務については、育児や介護との両立を希望する職員等からのニーズがあることから、業務の在り方の見直しや必要な資料の電子化をはじめとする環境整備を進め、職員がより利用しやすい制度としていく必要がある。

さらに、国家公務員に導入されているフレックスタイム制や国の各省各庁で努力義務とされている勤務間のインターバル確保についても、具体的な取組や他府県の動向を注視しつつ、本府の対応について引き続き研究を進める必要がある。

ウ　健康の保持増進

職員がその生活を充実させることはもとより、能力を十分に発揮し、府民サービスを一層向上させるためにも、職員の健康の保持増進は極めて重要な課題である。

本府の病気休職者及び30日以上の病気休暇取得者（以下「病気休職者等」という。）の数は、依然として高い水準で推移しており、任命権者においては、今後更に、産業医との連携を強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、ストレス調査の集団解析結果の活用などにより、職員の心身両面にわたる健康の保持増進を図る取組を継続的かつ計画的に進める必要がある。

また、本府の病気休職者等は増加傾向にあり、そのうち７割以上が精神・行動の障害による者となっている。また、年代別に見ると、30歳代の精神・行動の障害による病気休職者等の数が最も多い状況となっている。

こうした状況を踏まえ、メンタルヘルス対策については、これまで以上に未然防止、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面における対策に積極的に取り組む必要がある。

特に未然防止については、職員の精神・行動の障害による病気休職者等の状況を踏まえ、早期の働きかけなどの対応を検討する必要があり、ラインケアを行う所属長においては、日頃から職員と積極的にコミュニケーションを図り、働きやすい職場づくりに取り組むなど職場環境等の把握と改善に努めることが重要である。

また、職員の健康保持増進の一環として、任命権者においては、労働災害を防止し、職場における労働者の安全と健康の確保に積極的に取り組む必要がある。本年２月には、厚生労働省において「高年齢者の労働災害防止のための指針」が定められ、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずべき措置等が示されたところであるが、任命権者においては、年齢にかかわらず全ての職員が安全で働きやすい職場環境を実現するために適切に管理･指導を行わなければならない。公務災害に認定された中には、不安定な足場からの転落事故など安全対策を講じていれば防止できたと思われる事案もあり、所属長をはじめ管理監督職員は、所属する職員の従事する作業の内容やその環境を把握し、適切な安全確保のための措置を講じる必要がある。

エ　ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど上司や同僚、更には行政

サービスの利用者等による不適切な言動等をはじめとする全てのハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルス不調の一因となるだけでなく、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になる重大な問題である。

特にパワー・ハラスメントについては、本委員会が受け付けた職員からの相談件数の約４割を占め、全国の人事委員会等が実施する相談においても最も高い割合を占めている。

任命権者は、全てのハラスメントを根絶するという強い意思を持って、引き続き、未然防止や発生した場合の相談者の保護、安心して相談できる窓口づくり、円滑な解決を図る体制づくりなど積極的な対策を進める必要がある。

管理監督職員は、職場でのハラスメントを未然に防止するために、日頃から職場内での適切なコミュニケーションが保たれるようマネジメントを行うとともに、早期にその兆候を察知し、問題が起こる前に迅速に対策を講じる必要がある。

加えて、近年、社会全体で関心が高まっているカスタマー・ハラスメントについては、対応する職員が孤立することのないよう、複数人での対応や上司・所属長の同席など組織的な対応を行うことが重要であり、昨年６月には、いわゆる労働施策総合推進法が改正され、事業主にカスタマー・ハラスメント防止のための必要な措置を講じることが義務付けられたところである。

本年７月には総務省から各地方公共団体に向けて「「職員向けカスタマーハラスメント対策マニュアル」作成のポイント集」が、８月には文部科学省から各教育委員会等に向けて「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」が示されたことを受け、任命権者においては、対応マニュアルの整備等、総合的な対策を推進していく必要がある。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティに関わらず、誰もが安心して勤務できる職場づくりに向けた取組をより一層進めていくことも重要である。

本委員会においても、ハラスメントを未然に防止するとともに、発生した場合には的確に対応できるよう、相談窓口職員の知識や技量の向上による苦情相談への的確な対応と任命権者との連携による適切な事案解決に向けて、引き続き、相談機関としての機能の向上を図るとともに、所属長をはじめ管理監督職員に、ハラスメントの根絶に向けた意識啓発を行っていく。

オ　適正な勤務環境の確立

職員が働いている職場は、事業場として位置付けられており、疲労やストレスを感じることが少ない勤務環境を整えることは、労働安全衛生面から職員の安全と健康を確保する上での基本であるとともに、職員の能力の発揮にも資するものである。

府の事業場には、原則として、労働安全衛生法等が適用されるため、職場における職員の安全と健康を確保する必要がある。近年の気候変動の影響から熱中症のリスクが高まっており、令和７年６月に施行された労働安全衛生規則の改正では職場における熱中症対策が義務化され、任命権者においては、ガイドラインの策定等が行われている。これらを踏まえ、熱中症のリスクを把握・評価した上で適切な対策を実施するなど、職場における熱中症予防のための取組を更に進めていくことが重要である。

加えて、衛生設備の改修やバリアフリー化等により快適な勤務環境を整備することは、来庁する府民へのサービスや接遇の向上にもつながることから、今後も計画的に進める必要がある。

(4)　公務員倫理の徹底

職員は、全体の奉仕者であり、公務員としての高い職業倫理が求められていることは改めて言うまでもない。府政に対する府民の信頼を著しく損なう事態が生じることのないよう、職員一人ひとりが、法令遵守はもちろん、強い使命感を持って職務を遂行する必要がある。

本府の令和７年度の懲戒処分の総数は、前年度より増加しており、公務外非行を処分事由とする懲戒処分が全体のおよそ半数を占めている。特に教育職員による児童生徒へのセクハラ・わいせつ事案が相次いでおり、本年５月には、教育委員会において、「児童生徒性暴力等の防止に関する専門家会議」が設置されるなど、防止のための取組が急務となっている。

職員一人ひとりが、職務外においても公務員として相応しい行動が求められるという自覚と責任、高い倫理観とコンプライアンス意識を持って自らを律するよう、 任命権者は、職員の公務員倫理を高める取組を継続して進める必要がある。

(5)　各種任用制度の運用

ア　会計年度任用職員

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に柔軟かつ的確に対応するため、本府においても、様々な形態の職で会計年度任用

職員が任用され、公務の円滑な推進に寄与してきている。

本委員会はこれまでから、会計年度任用職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であると報告で言及しているが、そのためには常勤の一般職員との権衡を考慮した処遇が求められるところであり、任命権者においては、引き続き、関係法令等を踏まえ、適切な運用となるよう努める必要がある。

イ　臨時的任用職員

地方公務員法においては、臨時的任用職員について、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき等に限って、６月を超えない期間で任用を行うことができ、また、６月を超えない期間で一度のみ更新することができるとされている。臨時的任用職員には、一部の身分保障に係る地方公務員法の規定が適用されないなど、正式任用とは異なる側面があることから、厳格な要件の下で任用されることが求められており、任命権者においては、法令の趣旨を十分理解し、適切な運用を図らなければならないことに改めて留意する必要がある。

Ⅲ　給与勧告実施の要請等

１　給与勧告実施の要請

本報告の冒頭に示したとおり､職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員は、府民の命と健康、生活を守るため、一般行政や教育、警察等の各分野において真摯に職務に精励している。

このような状況の中で、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みを通じて適正な給与を支給することは、府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

ついては、こうした本制度の意義、役割と今日の給与を取り巻く環境について、深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

２　給与減額措置

本府においては、管理職員等の給与の特例に関する条例により、管理職員の給料月額を 1.5％（行政職給料表９級以上の職員（これに相当する職員を含む。）は 2.0％）減額する措置が講じられている。この措置は、厳しい財政状況等を踏まえ、平成 11 年 11 月から実施され、その措置内容は一部変更があるものの、実に 27 年の長きにわたって実施されてきている。

Ⅱの２の「人事制度及び職員の勤務環境」で述べたように、働きやすい職場づくりのために管理職員の担う役割は重要であり、その職務・職責は高まる一方、管理職員を対象とするこの措置は、職員の職務給の原則とは考え方を異にするものである。

本委員会はこれまでも、この措置は本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることを繰り返し述べてきた。現在の減額措置期間が終了する令和９年４月以降は、本委員会の給与勧告に基づく適正な給与が確保されるよう強く望むものである。

勧　　告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第１　改定の内容

１　職員の給与等に関する条例の改正

(1)　給料表

ア　現行の給料表を別表第１のとおり改定すること。

イ　教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級又は４級である教育職員の給料月額は、それぞれの給料表の額に次表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表(2)	３級	15,400円
	４級	7,700円
教育職給料表(3)	３級	15,600円
	４級	8,100円

(2)　諸手当

ア　宿日直手当

勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,900円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（執務時間が通常の執務日の２分の１の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ8,850円、36,000円、12,000円）とすること。

イ　初任給調整手当

(ｱ)　医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を418,600円とすること。

(ｲ)　医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,600円とすること。

ウ　期末手当及び勤勉手当

(ｱ)　(ｲ)及び(ｳ)以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(ｲ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ｳ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分とすること。

２　一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1)　給料表

現行の給料表を別表第２のとおり改定すること。

(2)　期末手当及び勤勉手当

ア　任期付研究員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

イ　特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えないこととすること。

第２　改定の実施時期

この改定は、令和８年４月１日から実施すること。ただし、第１の１の(2)のウ及び２の(2)については令和８年６月１日から、第１の１の(1)のイについては令和９年１月１日から実施すること。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,300	254,000	289,000	323,800	347,800	383,200	438,500	491,400	547,000	590,400
	2	208,400	255,300	290,000	325,300	349,600	384,900	440,500	496,800	553,700	597,500
	3	209,600	256,700	291,000	326,800	351,400	386,500	442,400	501,700	558,900	603,400
	4	210,700	258,100	292,000	328,200	353,200	388,100	444,200	506,400	563,100	608,300
	5	211,800	259,500	293,000	329,600	354,900	389,800	446,100	510,400	566,600	612,300
	6	213,600	260,900	294,000	330,800	356,700	391,600	447,900	513,900	569,800	615,200
	7	215,200	262,300	295,000	331,900	358,600	393,100	449,700	516,800	572,700	617,700
	8	216,800	263,700	296,100	333,100	360,200	394,700	451,600	519,300	575,300	619,600
	9	218,300	265,200	297,100	334,400	361,800	396,000	453,200	521,300	577,300	
	10	220,000	266,400	298,200	336,000	363,500	397,600	454,700			
	11	221,600	267,700	299,200	337,800	365,200	399,300	456,200			
	12	223,300	269,000	300,200	339,400	366,900	400,800	457,700			
	13	224,800	270,200	301,200	340,900	368,500	402,700	459,200			
	14	226,500	271,400	302,500	342,500	370,100	404,600	460,500			
	15	228,200	272,700	303,800	344,200	371,700	406,500	461,900			
	16	229,900	273,900	305,000	345,800	373,200	408,300	463,100			
	17	231,100	275,100	306,400	347,400	374,500	409,900	464,300			
	18	232,700	276,200	307,700	349,100	376,200	411,700	465,600			
	19	234,400	277,300	309,000	350,800	377,800	413,400	466,900			
	20	235,900	278,400	310,200	352,400	379,500	415,000	468,100			
	21	237,400	279,300	311,300	353,800	380,600	416,700	469,300			
	22	239,000	280,300	312,500	355,500	382,100	418,100	470,100			
	23	240,600	281,300	313,800	357,200	383,600	419,600	470,900			
	24	242,200	282,300	315,100	358,900	385,100	421,000	471,800			
	25	243,900	283,300	316,500	360,100	386,800	422,400	472,400			
	26	245,600	284,200	317,600	362,000	388,700	423,600	473,000			
	27	246,900	285,100	318,600	363,700	390,300	424,800	473,600			
	28	248,200	286,000	319,600	365,300	392,000	425,800	474,200			
	29	249,500	286,800	320,800	366,800	393,400	426,900	474,900			
	30	250,600	287,600	322,000	368,500	394,700	428,100	475,700			
	31	251,700	288,500	323,200	370,100	395,900	429,200	476,100			
	32	252,800	289,200	324,400	371,700	397,300	430,400	476,800			
	33	254,000	290,000	325,600	373,400	398,400	431,100	477,300			
	34	254,900	290,800	327,000	375,200	399,400	431,800	477,700			
	35	255,800	291,600	328,400	377,000	400,400	432,400	478,100			
	36	256,800	292,200	329,700	378,900	401,400	433,100	478,500			
	37	257,800	292,900	331,000	380,400	402,200	433,700	478,900			
	38	258,700	293,700	332,300	381,800	403,100	434,300	479,200			
	39	259,600	294,400	333,600	383,200	404,000	434,800	479,500			
	40	260,400	295,100	334,900	384,600	404,800	435,200	479,800			
	41	261,200	295,900	336,300	386,100	405,600	435,600	480,100			
	42	261,800	296,700	337,600	386,900	406,400	435,800	480,400			
	43	262,400	297,400	338,800	387,800	407,200	436,100	480,700			
	44	263,000	298,100	339,900	388,900	407,900	436,400	481,000			
	45	263,600	298,800	340,800	389,800	408,600	436,700	481,300			
	46	264,300	299,500	342,000	390,900	409,400	437,000				
	47	264,900	300,200	343,200	391,800	410,100	437,300				
	48	265,500	300,800	344,500	392,800	410,800	437,600				
	49	266,000	301,500	345,600	393,700	411,300	437,800				
	50	266,600	302,200	346,800	394,400	411,900	438,100				
	51	267,200	302,900	348,100	395,100	412,500	438,300				
	52	267,700	303,600	349,300	395,700	413,200	438,600				
	53	268,100	304,100	350,600	396,100	413,600	438,800				
	54	268,500	304,800	351,600	396,700	414,200	439,100				
	55	268,800	305,400	352,700	397,300	414,800	439,400				
	56	269,100	306,200	353,800	398,000	415,300	439,700				
	57	269,400	306,800	354,500	398,300	415,700	439,900				
	58	269,700	307,400	355,400	399,100	416,300	440,300				
	59	270,000	308,000	356,100	399,800	416,900	440,600				
	60	270,300	308,800	356,900	400,400	417,400	440,800				
	61	270,600	309,400	357,800	400,700	417,800	441,000				
	62	270,900	309,900	358,200	401,200	418,300	441,300				
	63	271,200	310,400	358,700	401,800	418,800	441,600				
	64	271,500	310,800	359,400	402,400	419,500	441,800				
	65	271,800	311,300	360,200	402,700	419,800	442,000				
	66	272,100	311,800	360,900	403,300	420,200	442,300				

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	67	272,400	312,200	361,600	404,000	420,500	442,600				
	68	272,700	312,700	362,200	404,600	420,900	442,800				
	69	273,000	313,100	362,700	405,000	421,200	443,000				
	70	273,300	313,600	363,300	405,500	421,500	443,300				
	71	273,600	314,000	363,800	406,100	421,800	443,600				
	72	273,900	314,500	364,400	406,600	422,000	443,800				
	73	274,200	314,900	364,700	407,100	422,200	444,000				
	74	274,600	315,300	365,200	407,700	422,500					
	75	274,900	315,600	365,500	408,100	422,800					
	76	275,200	316,000	365,900	408,400	423,000					
	77	275,500	316,200	366,300	408,800	423,200					
	78	275,800	316,500	366,800	409,400	423,500					
	79	276,100	316,700	367,300	409,800	423,800					
	80	276,400	317,000	367,900	410,200	424,000					
	81	276,700	317,200	368,200	410,600	424,200					
	82	277,000	317,400	368,600	411,100	424,500					
	83	277,300	317,700	369,000	411,500	424,800					
	84	277,600	317,900	369,400	411,900	425,000					
	85	277,900	318,200	369,700	412,200	425,200					
	86	278,200	318,400	370,100	412,700						
	87	278,500	318,700	370,500	413,100						
	88	278,800	319,000	370,900	413,500						
	89	279,100	319,300	371,100	413,800						
	90	279,400	319,600	371,500	414,300						
	91	279,700	319,900	371,900	414,700						
	92	280,000	320,200	372,300	415,100						
	93	280,300	320,400	372,500	415,400						
	94		320,600	372,800							
	95		320,900	373,200							
	96		321,300	373,500							
	97		321,500	373,800							
	98		321,800	374,200							
	99		322,100	374,600							
	100		322,500	375,000							
	101		322,700	375,500							
	102		323,000	375,900							
	103		323,300	376,300							
	104		323,600	376,700							
	105		323,800	377,200							
	106		324,100	377,600							
	107		324,400	377,900							
	108		324,700	378,300							
	109		324,900	378,700							
	110		325,200								
	111		325,600								
	112		325,900								
	113		326,100								
	114		326,400								
	115		326,700								
	116		327,100								
	117		327,300								
	118		327,500								
	119		327,800								
	120		328,100								
	121		328,400								
	122		328,600								
	123		328,900								
	124		329,200								
	125		329,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		220,900	250,000	295,300	317,900	334,800	363,000	409,400	446,700	504,500	591,900

備考　この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	238,600	260,100	283,300	322,600	359,700	382,300	414,400	451,500	499,700
	2	241,100	262,300	285,300	323,600	361,200	384,100	416,100	453,100	505,800
	3	243,600	264,600	287,400	324,500	362,600	385,800	417,700	454,600	510,700
	4	246,000	266,800	289,500	325,400	364,100	387,500	419,500	456,100	515,000
	5	248,300	269,000	291,500	326,000	365,600	389,200	421,000	457,600	519,000
	6	250,700	271,000	292,800	326,800	367,100	390,900	422,600	459,200	522,400
	7	253,100	273,000	294,100	327,400	368,600	392,600	424,200	460,600	525,400
	8	255,400	274,900	295,500	328,100	370,000	394,200	425,800	462,100	527,900
	9	257,600	276,700	296,800	328,700	371,400	395,700	427,300	463,200	530,100
	10	259,700	278,400	298,100	329,400	373,000	397,300	428,900	464,600	
	11	261,800	280,100	299,300	330,100	374,700	399,000	430,600	466,100	
	12	263,800	281,500	300,500	330,700	376,300	400,600	432,200	467,600	
	13	265,800	282,900	301,700	331,400	377,700	402,200	433,700	468,900	
	14	267,800	284,700	302,700	332,100	379,400	403,800	435,700	470,600	
	15	269,800	286,100	303,700	332,700	381,000	405,400	437,700	472,300	
	16	271,400	287,500	305,100	333,500	382,500	407,000	439,700	473,900	
	17	273,000	288,900	306,300	334,200	384,100	408,500	441,300	475,300	
	18	274,600	290,100	307,400	335,000	385,700	410,200	443,000	477,000	
	19	276,100	291,300	308,500	336,000	387,300	411,800	444,600	478,700	
	20	277,600	292,400	309,600	336,900	388,900	413,400	446,300	480,300	
	21	279,100	293,700	310,800	337,800	390,400	414,900	447,900	481,800	
	22	280,600	294,800	311,400	339,000	392,000	416,500	449,400	482,500	
	23	282,100	296,100	311,900	340,300	393,600	418,200	451,000	483,200	
	24	283,600	297,200	312,500	341,600	395,200	420,000	452,400	483,900	
	25	285,200	298,500	312,900	342,900	396,600	421,700	453,600	484,300	
	26	286,400	299,800	313,500	344,400	398,300	423,700	455,100	484,800	
	27	287,600	301,000	314,000	345,800	400,100	425,500	456,600	485,400	
	28	288,800	302,200	314,500	346,800	401,600	427,400	458,000	486,000	
	29	290,000	303,100	314,900	347,800	403,200	429,100	459,500	486,600	
	30	291,100	304,100	315,500	349,100	404,800	430,600	460,800	487,300	
	31	292,200	305,200	316,100	350,300	406,400	431,800	462,100	487,800	
	32	293,300	306,300	316,600	351,400	408,000	433,100	463,300	488,300	
	33	294,600	307,500	317,100	352,500	409,800	434,100	464,300	488,800	
	34	296,000	308,100	317,700	353,800	411,800	435,200	465,000	489,100	
	35	297,200	308,700	318,100	355,000	413,800	436,200	465,700	489,400	
	36	298,500	309,300	318,500	356,100	415,800	437,200	466,400	489,800	
	37	299,400	309,700	319,000	357,200	417,500	438,300	466,900	490,100	
	38	300,400	310,300	319,600	358,500	419,200	439,400	467,300	490,300	
	39	301,500	310,900	320,200	359,800	420,800	440,600	467,700	490,600	
	40	302,600	311,400	320,700	361,000	422,300	441,700	468,000	490,800	
	41	303,800	311,800	321,300	362,200	423,500	442,900	468,300	491,100	
	42	304,400	312,400	322,000	363,400	424,500	443,700	468,600	491,300	
	43	305,000	313,000	322,700	364,600	425,500	444,500	468,900	491,500	
	44	305,600	313,500	323,300	365,800	426,500	445,100	469,200	491,700	
	45	306,000	313,900	323,900	367,000	427,500	445,600	469,400	492,200	
	46	306,500	314,400	324,700	368,400	428,600	446,300	469,700		
	47	307,000	314,900	325,500	369,600	429,700	447,000	470,000		
	48	307,500	315,400	326,300	370,800	430,900	447,600	470,200		
	49	307,900	316,000	327,100	372,100	432,200	448,300	470,500		
	50	308,400	316,500	328,100	373,400	433,000	448,700	470,800		
	51	308,900	317,100	329,100	374,600	433,800	449,300	471,100		
	52	309,400	317,600	330,100	375,900	434,400	449,900	471,500		
	53	309,900	318,200	331,200	376,800	434,900	450,300	471,700		
	54	310,500	318,800	332,300	378,200	435,600	450,800	472,000		
	55	310,900	319,500	333,300	379,400	436,200	451,300	472,200		
	56	311,300	320,100	334,300	380,600	436,900	451,800	472,500		
	57	311,800	320,700	335,400	381,700	437,200	452,300	472,700		
	58	312,300	321,500	336,500	383,000	437,900	452,800	473,000		
	59	312,800	322,300	337,700	384,400	438,600	453,200	473,300		

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	60	313,200	323,000	338,800	385,800	439,100	453,600	473,500		
	61	313,700	323,800	339,700	387,100	439,500	454,000	473,700		
	62	314,100	324,600	340,900	388,700	439,900	454,300	474,000		
	63	314,600	325,400	342,000	390,200	440,500	454,600	474,300		
	64	315,000	326,400	343,100	391,600	441,000	454,900	474,600		
	65	315,500	327,200	344,100	392,800	441,500	455,100	474,800		
	66	316,100	328,000	345,200	394,200	441,900	455,400	475,100		
	67	316,500	328,800	346,300	395,500	442,400	455,700	475,400		
	68	316,900	329,600	347,600	396,900	442,900	455,900	475,700		
	69	317,400	330,500	348,700	398,000	443,400	456,100	475,900		
	70	317,800	331,400	349,800	399,300	443,900	456,400	476,200		
	71	318,200	332,300	351,000	400,500	444,500	456,700	476,500		
	72	318,700	333,200	352,200	401,700	445,000	456,900	476,800		
	73	319,200	333,900	352,900	403,000	445,400	457,100	477,000		
	74	319,700	334,800	354,200	404,200	446,000	457,400			
	75	320,300	335,700	355,500	405,400	446,400	457,700			
	76	320,700	336,500	356,800	406,500	446,600	457,900			
	77	321,200	337,300	358,100	407,600	446,900	458,100			
	78	321,700	338,200	359,500	408,800	447,400	458,400			
	79	322,300	339,100	360,900	410,000	447,700	458,700			
	80	322,900	340,100	362,300	411,200	448,000	458,900			
	81	323,400	341,000	363,600	412,300	448,300	459,100			
	82	324,000	341,900	365,200	412,900	448,700	459,400			
	83	324,700	342,800	366,700	413,400	449,100	459,700			
	84	325,300	343,800	368,300	413,900	449,500	459,900			
	85	325,900	344,700	369,700	414,500	449,800	460,100			
	86	326,600	345,700	371,200	415,100	450,200				
	87	327,300	346,700	372,700	415,700	450,700				
	88	328,000	347,800	374,100	416,300	451,100				
	89	328,700	348,700	375,400	416,600	451,400				
	90	329,300	350,000	376,600	417,100	451,800				
	91	330,000	351,200	377,800	417,600	452,200				
	92	330,700	352,400	379,200	418,100	452,600				
	93	331,200	353,600	380,500	418,500	452,900				
	94	331,900	354,900	382,000	418,900	453,300				
	95	332,800	356,100	383,500	419,500	453,700				
	96	333,600	357,400	384,900	420,000	454,100				
	97	334,300	358,600	386,200	420,400	454,400				
	98	335,100	359,900	387,400	420,900					
	99	335,900	361,100	388,600	421,400					
	100	336,800	362,300	389,800	421,800					
	101	337,700	363,700	390,900	422,100					
	102	338,700	364,600	392,000	422,500					
	103	339,700	365,600	393,100	422,900					
	104	340,600	366,700	394,200	423,200					
	105	341,400	367,900	395,400	423,500					
	106	342,000	369,000	395,900	424,000					
	107	342,600	370,000	396,500	424,500					
	108	343,200	371,000	397,100	425,000					
	109	343,700	372,200	397,700	425,300					
	110	344,200	373,200	398,200	425,800					
	111	344,600	374,200	398,600	426,300					
	112	345,100	375,100	399,200	426,800					
	113	345,900	376,000	399,600	427,100					
	114	346,500	376,900	400,000	427,600					
	115	347,300	377,800	400,500	428,100					
	116	347,900	378,900	401,000	428,600					
	117	348,500	379,900	401,400	429,000					
	118	349,200	380,300	401,900	429,500					
	119	349,900	380,900	402,500	430,000					
	120	350,600	381,500	403,000	430,500					
	121	351,200	381,800	403,200	430,900					
	122	351,500	382,200	403,700	431,400					

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	123	352,000	382,600	404,200	431,800					
	124	352,500	383,000	404,600	432,300					
	125	352,800	383,400	405,100	432,700					
	126		383,800	405,600	433,200					
	127		384,200	406,100	433,600					
	128		384,600	406,600	434,100					
	129		385,000	406,900	434,500					
	130		385,400	407,400	435,000					
	131		385,800	407,900	435,400					
	132		386,200	408,400	435,900					
	133		386,400	408,700	436,300					
	134		386,900	409,300						
	135		387,200	409,700						
	136		387,500	410,100						
	137		387,800	410,400						
	138		388,200	410,800						
	139		388,800	411,300						
	140		389,300	411,800						
	141		389,600	412,100						
	142		390,100							
	143		390,600							
	144		391,100							
	145		391,400							
定年再用時勤職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前任短時間勤務職員		円 280,000	円 293,100	円 298,100	円 333,700	円 352,700	円 368,600	円 394,500	円 433,600	円 469,300

備考　この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	225,200	273,000	347,500	406,900	483,900
	2	227,600	274,500	349,400	408,400	485,700
	3	230,000	275,900	351,300	410,000	487,500
	4	232,300	277,300	353,100	411,500	489,300
	5	234,600	278,700	354,800	413,000	491,000
	6	237,000	279,900	356,700	414,400	492,800
	7	239,200	281,100	358,700	415,900	494,700
	8	241,400	282,300	360,500	417,300	496,500
	9	243,700	283,600	362,400	418,600	498,200
	10	245,900	284,700	364,400	420,100	499,800
	11	248,100	285,900	366,300	421,600	501,500
	12	250,400	287,100	368,200	423,100	503,100
	13	252,600	288,400	370,000	424,400	504,600
	14	254,800	290,100	371,700	425,900	505,900
	15	256,900	291,800	373,300	427,400	507,300
	16	259,000	293,500	374,900	428,900	508,600
	17	261,100	295,300	376,500	430,400	509,800
	18	262,900	297,300	377,900	432,000	510,400
	19	264,700	299,500	379,300	433,600	511,000
	20	266,400	301,800	380,500	435,100	511,700
	21	268,100	304,000	381,900	436,300	512,300
	22	269,400	306,300	383,500	437,700	513,000
	23	270,700	308,600	385,100	439,100	513,600
	24	271,900	310,800	386,600	440,500	514,300
	25	273,100	312,900	388,100	442,100	514,900
	26	274,300	314,800	389,900	443,500	515,500
	27	275,600	316,800	391,500	444,800	516,100
	28	276,800	318,600	393,000	446,200	516,800
	29	277,900	320,500	394,600	447,600	517,400
	30	278,900	322,400	396,200	448,900	518,000
	31	280,000	324,200	397,800	450,400	518,600
	32	281,000	325,900	399,500	452,000	519,300
	33	282,100	327,700	401,100	453,600	519,900
	34	283,200	329,500	402,700	455,000	
	35	284,400	331,200	404,200	456,600	
	36	285,800	332,900	405,700	458,100	
	37	287,000	334,600	407,200	459,800	
	38	288,100	336,400	408,700	461,400	
	39	289,300	338,300	410,300	463,000	
	40	290,400	340,000	411,700	464,600	
	41	291,700	341,400	413,000	466,100	
	42	292,700	343,300	414,500	467,600	
	43	293,700	345,100	415,900	468,800	
	44	294,600	346,800	417,300	470,000	
	45	295,300	348,700	418,800	471,300	
	46	296,100	350,600	420,500	472,600	
	47	296,900	352,300	422,100	473,800	
	48	297,700	354,100	423,500	475,000	
	49	298,400	355,900	424,700	476,100	
	50	299,200	357,800	426,100	477,300	
	51	299,900	359,500	427,500	478,500	
	52	300,700	361,200	428,800	479,700	
	53	301,500	362,900	430,100	480,900	
	54	302,300	364,300	431,300	482,200	
	55	303,000	365,700	432,600	483,400	
	56	303,800	367,200	433,900	484,600	
	57	304,500	368,900	435,200	485,700	
	58	305,100	370,500	436,500	486,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	59	306,000	372,000	437,900	486,800	
	60	306,800	373,600	439,100	487,300	
	61	307,500	375,200	440,400	487,800	
	62	308,100	376,800	441,800	488,400	
	63	308,900	378,500	443,200	488,900	
	64	309,500	380,000	444,500	489,400	
	65	310,500	381,600	445,700	489,900	
	66	311,300	383,200	446,900	490,500	
	67	312,000	384,800	448,200	491,000	
	68	312,700	386,300	449,600	491,500	
	69	313,400	387,800	451,000	492,100	
	70	314,100	389,500	452,200	492,700	
	71	314,800	390,900	453,200	493,200	
	72	315,500	392,400	454,400	493,700	
	73	316,300	393,900	455,600	494,200	
	74	317,000	395,500	456,700		
	75	317,700	397,100	457,900		
	76	318,300	398,600	458,900		
	77	318,900	400,100	460,000		
	78	319,600	401,500	461,100		
	79	320,300	402,900	462,100		
	80	320,900	404,200	463,100		
	81	321,500	405,500	464,000		
	82	322,100	406,900	464,800		
	83	322,800	408,200	465,600		
	84	323,500	409,600	466,400		
	85	324,200	410,700	467,100		
	86	325,000	412,100	467,500		
	87	325,700	413,400	467,900		
	88	326,400	414,700	468,300		
	89	327,100	415,900	468,700		
	90	327,900	417,200	469,000		
	91	328,600	418,300	469,300		
	92	329,400	419,600	469,500		
	93	329,900	420,800	469,800		
	94	330,600	421,900	470,100		
	95	331,300	423,100	470,400		
	96	332,000	424,300	470,600		
	97	332,600	425,700	470,800		
	98	333,200	426,700	471,100		
	99	334,000	427,700	471,500		
	100	334,700	428,700	471,700		
	101	335,500	429,600	471,900		
	102	336,300	430,700	472,200		
	103	337,300	431,800	472,500		
	104	338,100	432,900	472,700		
	105	338,700	433,600	472,900		
	106	339,500	434,500			
	107	340,300	435,400			
	108	341,100	436,300			
	109	341,700	437,100			
	110	342,100	437,900			
	111	342,400	438,700			
	112	342,900	439,500			
	113	343,400	440,200			
	114	343,800	440,900			
	115	344,200	441,600			
	116	344,600	442,300			
	117	345,100	442,900			
	118	345,600	443,400			
	119	346,000	443,700			
	120	346,500	444,000			
	121	347,100	444,300			

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	122	347,500	444,600			
	123	347,900	444,900			
	124	348,400	445,100			
	125	348,900	445,300			
	126	349,200	445,600			
	127	349,500	445,900			
	128	349,800	446,100			
	129	350,000	446,300			
	130	350,300	446,600			
	131	350,600	446,900			
	132	350,800	447,100			
	133	351,000	447,300			
	134	351,200	447,600			
	135	351,400	447,900			
	136	351,700	448,100			
	137	352,000	448,300			
	138	352,200	448,600			
	139	352,500	448,900			
	140	352,800	449,100			
	141	353,000	449,300			
	142	353,200	449,600			
	143	353,500	449,900			
	144	353,700	450,100			
	145	354,000	450,300			
	146	354,200				
	147	354,500				
	148	354,800				
	149	355,000				
	150	355,200				
	151	355,500				
	152	355,800				
	153	356,000				
年再用時勤職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定前任短間務員		円	円	円	円	円
		270,800	316,200	349,100	380,300	476,200

備考 1　この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に11,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の３級の給料月額とこれに対応する特２級の給料月額に100分の110を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)を、その職務の級が４級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に3,800円を、それぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	225,200	246,900	347,500	378,200	466,300
	2	227,600	249,300	349,400	379,700	467,600
	3	230,000	251,700	351,300	381,300	468,800
	4	232,300	254,300	353,100	382,800	470,100
	5	234,600	256,800	354,800	384,200	471,300
	6	237,000	259,200	356,700	385,600	472,400
	7	239,200	261,600	358,700	386,900	473,600
	8	241,400	264,200	360,500	388,300	474,900
	9	243,700	266,600	362,400	389,900	476,200
	10	245,900	268,200	364,400	391,200	477,400
	11	248,100	269,800	366,300	392,600	478,500
	12	250,400	271,400	368,200	393,900	479,600
	13	252,600	273,000	370,000	395,300	480,800
	14	254,800	274,500	371,700	396,600	481,700
	15	256,900	275,900	373,300	397,800	482,500
	16	259,000	277,300	374,900	399,100	483,400
	17	261,100	278,700	376,500	400,100	484,300
	18	262,900	279,900	377,900	401,400	484,700
	19	264,700	281,100	379,300	402,700	485,200
	20	266,400	282,300	380,500	403,800	485,700
	21	268,100	283,600	381,900	404,800	486,200
	22	269,400	284,700	383,300	406,000	486,600
	23	270,700	285,900	384,700	407,200	487,100
	24	271,900	287,100	386,000	408,300	487,600
	25	273,100	288,400	387,300	409,400	488,100
	26	274,200	290,100	388,900	410,500	488,500
	27	275,400	291,800	390,300	411,600	489,000
	28	276,500	293,500	391,600	412,700	489,500
	29	277,700	295,300	392,800	413,800	490,000
	30	278,800	297,300	394,200	415,000	490,400
	31	279,900	299,500	395,500	416,100	490,900
	32	280,900	301,800	396,800	417,200	491,400
	33	282,000	304,000	398,100	418,200	492,000
	34	283,000	306,300	399,300	419,300	
	35	284,000	308,600	400,400	420,600	
	36	285,200	310,800	401,600	421,800	
	37	286,400	312,900	402,800	422,900	
	38	287,300	314,800	403,900	424,200	
	39	288,300	316,800	405,100	425,300	
	40	289,400	318,600	406,200	426,400	
	41	290,600	320,500	407,300	427,500	
	42	291,700	322,400	408,400	428,800	
	43	292,800	324,200	409,700	429,900	
	44	293,900	325,900	410,800	431,000	
	45	294,800	327,700	411,900	432,200	
	46	295,700	329,500	413,100	433,400	
	47	296,500	331,200	414,300	434,600	
	48	297,300	332,900	415,400	435,800	
	49	297,900	334,600	416,300	436,900	
	50	298,700	336,400	417,500	437,900	
	51	299,400	338,300	418,500	439,200	
	52	300,100	340,000	419,700	440,500	
	53	300,900	341,400	420,500	441,700	
	54	301,700	343,300	421,600	442,800	
	55	302,300	345,100	422,600	443,900	
	56	303,000	346,800	423,600	445,000	
	57	303,700	348,700	424,700	446,000	
	58	304,500	350,600	425,700	447,200	
	59	305,300	352,300	426,800	448,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	60	306,000	354,100	427,900	449,600	
	61	306,600	355,900	428,900	450,200	
	62	307,300	357,800	430,100	451,100	
	63	308,000	359,500	431,200	451,800	
	64	308,500	361,200	432,200	452,300	
	65	309,200	362,900	433,100	452,600	
	66	309,900	364,300	434,000	452,900	
	67	310,500	365,700	435,000	453,300	
	68	311,100	367,200	436,000	453,700	
	69	311,800	368,900	436,800	454,000	
	70	312,500	370,400	437,600	454,400	
	71	313,100	371,900	438,300	454,700	
	72	313,800	373,400	439,100	455,000	
	73	314,300	374,800	439,800	455,300	
	74	315,000	376,400	440,500	455,600	
	75	315,700	377,900	441,200	455,900	
	76	316,300	379,400	441,900	456,200	
	77	316,900	380,800	442,500	456,400	
	78	317,600	382,300	443,200	456,700	
	79	318,200	383,800	443,700	457,000	
	80	318,800	385,400	444,300	457,200	
	81	319,300	386,700	444,700	457,400	
	82	319,900	388,000	445,100	457,700	
	83	320,500	389,400	445,400	458,000	
	84	321,100	390,600	445,600	458,200	
	85	321,500	391,700	445,800	458,400	
	86	321,900	392,900	446,100	458,700	
	87	322,400	393,900	446,400	459,000	
	88	322,900	395,000	446,600	459,200	
	89	323,300	396,000	446,800	459,400	
	90	323,700	397,100	447,100	459,700	
	91	324,100	398,200	447,400	460,000	
	92	324,500	399,300	447,600	460,200	
	93	324,800	400,400	447,800	460,400	
	94	325,200	401,500	448,100		
	95	325,600	402,500	448,400		
	96	325,900	403,600	448,600		
	97	326,300	404,600	448,800		
	98	326,700	405,600	449,100		
	99	327,000	406,500	449,400		
	100	327,300	407,400	449,600		
	101	327,700	408,200	449,800		
	102	328,000	409,300	450,100		
	103	328,300	410,100	450,400		
	104	328,600	411,000	450,700		
	105	328,800	411,800	450,900		
	106	329,100	412,700			
	107	329,400	413,600			
	108	329,600	414,500			
	109	329,800	415,300			
	110	330,000	416,300			
	111	330,300	417,200			
	112	330,600	418,100			
	113	330,800	418,700			
	114	331,000	419,700			
	115	331,200	420,600			
	116	331,500	421,500			
	117	331,800	422,300			
	118	332,000	423,000			
	119	332,300	423,800			
	120	332,600	424,600			
	121	332,800	425,200			
	122	333,000	425,900			

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	123	333,200	426,600			
	124	333,500	427,200			
	125	333,800	427,800			
	126		428,500			
	127		429,000			
	128		429,600			
	129		430,300			
	130		430,900			
	131		431,400			
	132		431,900			
	133		432,200			
	134		432,500			
	135		432,700			
	136		433,000			
	137		433,300			
	138		433,600			
	139		433,900			
	140		434,200			
	141		434,500			
	142		434,800			
	143		435,100			
	144		435,400			
	145		435,600			
	146		435,900			
	147		436,200			
	148		436,400			
	149		436,600			
	150		436,900			
	151		437,200			
	152		437,400			
	153		437,600			
	154		437,900			
	155		438,200			
	156		438,400			
	157		438,600			
定年再用時勤務職員前任短間務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		261,600	313,000	344,200	373,600	464,800

備考　1　この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に11,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の３級の給料月額とこれに対応する特２級の給料月額に100分の110を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)を、その職務の級が４級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に4,000円を、それぞれ加算した額とする。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考　この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,600	252,000	287,300	306,700	340,900	388,800	444,900
	2	214,800	253,300	288,100	307,500	342,400	390,500	446,900
	3	216,900	254,700	288,800	308,200	343,900	392,100	448,900
	4	219,000	256,000	289,600	308,900	345,300	393,700	450,900
	5	221,000	257,200	290,400	309,700	346,800	395,200	452,700
	6	223,100	258,300	291,200	310,400	348,500	396,800	454,400
	7	225,100	259,300	292,000	311,100	350,100	398,400	456,000
	8	227,000	260,200	292,700	311,800	351,600	400,100	457,500
	9	228,800	261,300	293,400	312,600	353,100	401,700	459,000
	10	230,700	262,400	294,200	313,300	354,700	403,700	460,300
	11	232,600	263,500	295,000	314,100	356,300	405,700	461,700
	12	234,800	264,800	295,900	314,700	357,900	407,700	463,000
	13	236,500	266,000	296,700	315,300	359,400	409,200	464,300
	14	238,500	267,200	297,500	316,500	361,000	410,900	465,500
	15	240,700	268,400	298,200	317,700	362,600	412,600	466,700
	16	242,800	269,500	299,000	319,000	364,200	414,300	467,800
	17	245,000	270,500	299,800	320,200	365,700	416,000	469,000
	18	246,100	271,500	300,700	321,400	367,200	417,500	470,100
	19	247,100	272,600	301,500	322,500	368,900	419,000	471,400
	20	248,100	273,600	302,200	323,700	370,400	420,600	472,600
	21	249,200	274,800	303,000	325,000	371,700	421,900	473,700
	22	250,000	275,700	303,900	326,300	373,200	423,200	474,500
	23	250,900	276,500	304,800	327,500	374,700	424,500	474,900
	24	251,700	277,300	305,600	328,700	376,100	425,600	475,600
	25	252,600	278,100	306,300	329,900	377,500	426,700	476,100
	26	253,500	278,900	307,200	331,100	379,100	427,800	476,500
	27	254,500	279,700	308,100	332,300	380,600	428,900	476,900
	28	255,400	280,500	308,900	333,500	382,000	430,100	477,300
	29	256,200	281,200	309,700	334,800	383,400	430,900	477,700
	30	257,000	282,000	310,700	336,000	385,000	431,700	478,100
	31	257,700	282,800	311,700	337,400	386,400	432,400	478,400
	32	258,500	283,600	312,700	338,600	387,900	433,200	478,700
	33	259,200	284,400	313,700	339,800	389,200	433,600	479,000
	34	259,800	285,300	314,800	340,900	390,300	434,200	479,300
	35	260,400	285,900	316,000	342,100	391,500	434,700	479,600
	36	261,100	286,700	316,900	343,300	392,600	435,100	479,900
	37	261,800	287,600	317,900	344,600	393,600	435,500	480,200
	38	262,400	288,400	319,000	345,800	394,400	435,700	480,500
	39	263,000	289,200	320,100	347,100	395,300	436,000	480,800
	40	263,500	289,900	321,100	348,200	396,400	436,300	481,100
	41	264,000	290,600	322,100	349,100	397,400	436,600	481,400
	42	264,700	291,400	323,300	350,300	398,400	436,900	481,800
	43	265,300	292,200	324,500	351,400	399,500	437,200	482,100
	44	265,800	292,900	325,600	352,500	400,400	437,500	482,400
	45	266,200	293,600	326,700	353,400	401,200	437,700	482,700
	46	266,800	294,400	327,800	354,300	402,000	438,000	
	47	267,200	295,300	328,900	355,300	402,900	438,300	
	48	267,600	296,000	330,000	356,200	403,700	438,600	
	49	268,000	296,700	331,100	357,100	404,200	438,800	
	50	268,500	297,500	332,100	358,100	405,000	439,000	
	51	269,000	298,100	333,100	359,100	405,800	439,300	
	52	269,500	298,800	334,200	360,000	406,600	439,600	
	53	269,800	299,500	335,200	360,500	407,000	439,800	
	54	270,100	300,200	336,100	361,400	407,700	440,000	
	55	270,400	300,900	337,100	362,100	408,400	440,400	
	56	270,700	301,500	338,100	363,000	409,000	440,700	
	57	271,000	302,200	339,000	363,700	409,500	440,900	
	58	271,300	303,000	339,800	364,000	410,000		
	59	271,600	303,700	340,800	364,400	410,600		
	60	271,900	304,300	341,700	365,000	411,200		
	61	272,200	304,800	342,600	365,600	411,600		
	62	272,500	305,600	343,300	366,300	412,100		
	63	272,800	306,300	344,000	367,000	412,600		

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	64	273,100	306,900	344,600	367,600	413,100		
	65	273,400	307,400	345,200	368,400	413,700		
	66	273,700	308,000	345,900	368,900	414,200		
	67	274,000	308,700	346,500	369,500	414,800		
	68	274,300	309,400	347,200	370,100	415,400		
	69	274,700	310,000	347,800	370,400	415,900		
	70	275,000	310,500	348,000	370,900	416,400		
	71	275,300	311,100	348,400	371,300	416,800		
	72	275,500	311,600	348,900	371,800	417,200		
	73	275,700	312,200	349,500	372,300	417,500		
	74	276,000	312,600	350,000	372,800	418,000		
	75	276,300	312,900	350,500	373,300	418,400		
	76	276,500	313,200	350,900	373,700	418,800		
	77	276,700	313,500	351,500	374,000	419,200		
	78	277,000	313,800	352,000	374,300	419,800		
	79	277,300	314,000	352,400	374,500	420,200		
	80	277,500	314,300	352,900	374,800	420,600		
	81	277,700	314,600	353,400	375,300	421,000		
	82	278,000	314,800	353,700	375,600	421,500		
	83	278,300	315,100	353,900	375,900	421,900		
	84	278,500	315,400	354,200	376,200	422,300		
	85	278,700	315,600	354,600	376,600	422,700		
	86		315,800	355,000	376,900	423,200		
	87		316,100	355,300	377,200	423,600		
	88		316,300	355,600	377,500	424,000		
	89		316,700	355,900	377,900	424,400		
	90		316,900	356,100	378,300			
	91		317,100	356,500	378,500			
	92		317,300	356,800	378,800			
	93		317,700	357,000	379,100			
	94		317,900	357,400	379,500			
	95		318,100	357,700	379,900			
	96		318,400	357,900	380,300			
	97		318,700	358,100	380,800			
	98		318,900	358,400	381,200			
	99		319,100	358,700	381,600			
	100		319,400	358,900	382,000			
	101		319,700	359,100	382,500			
	102		319,900	359,300				
	103		320,100	359,700				
	104		320,400	359,900				
	105		320,700	360,100				
	106			360,400				
	107			360,800				
	108			361,200				
	109			361,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		222,000	250,100	281,900	297,300	326,300	372,300	418,700

備考　この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	234,800	268,300	307,700	321,300	345,600	390,000
	2	236,700	270,400	308,200	321,800	346,600	391,800
	3	238,500	272,600	308,700	322,300	347,700	393,500
	4	240,200	274,900	309,200	322,800	348,700	395,300
	5	241,900	277,100	309,600	323,300	349,800	397,200
	6	243,900	278,100	310,100	323,800	351,000	399,300
	7	245,800	278,900	310,600	324,400	352,200	401,400
	8	247,500	279,800	311,000	324,800	353,400	403,500
	9	249,200	280,600	311,400	325,300	354,400	405,200
	10	251,100	281,700	311,900	325,800	355,600	407,300
	11	253,000	282,800	312,400	326,500	356,800	409,500
	12	255,000	283,700	312,900	327,000	358,000	411,500
	13	256,800	284,500	313,300	327,400	359,100	413,400
	14	258,800	285,300	313,800	328,000	360,200	415,000
	15	260,800	286,000	314,200	328,700	361,400	416,800
	16	262,800	286,800	314,700	329,300	362,500	418,600
	17	264,900	287,900	315,200	330,000	363,600	420,400
	18	266,900	288,800	315,600	330,900	364,700	422,100
	19	269,000	289,700	316,200	331,800	365,800	424,100
	20	271,000	290,600	316,600	332,700	366,900	425,800
	21	272,900	291,600	317,100	333,500	368,100	427,500
	22	274,100	292,600	317,500	334,500	369,300	429,200
	23	275,300	293,500	318,000	335,400	370,400	431,100
	24	276,300	294,500	318,400	336,200	371,500	432,900
	25	277,400	295,400	318,900	337,100	372,500	434,500
	26	278,200	296,300	319,500	338,000	373,800	436,200
	27	279,000	297,200	320,200	338,900	375,100	438,000
	28	279,800	298,100	320,900	339,800	376,400	439,800
	29	280,600	299,100	321,600	340,600	377,600	441,400
	30	281,300	299,800	322,300	341,700	379,200	442,900
	31	282,000	300,500	323,000	342,800	380,700	444,400
	32	282,600	301,200	323,800	343,900	382,200	445,700
	33	283,300	301,800	324,600	345,100	383,400	446,900
	34	283,900	302,400	325,400	346,100	384,900	448,000
	35	284,500	302,900	326,100	347,300	386,300	449,200
	36	285,100	303,300	326,900	348,400	387,700	450,400
	37	285,600	303,700	327,700	349,500	389,200	451,800
	38	286,300	304,300	328,500	350,600	390,200	452,900
	39	287,000	304,800	329,300	351,700	391,600	454,100
	40	287,700	305,200	330,100	352,800	392,900	455,300
	41	288,400	305,700	330,800	353,600	394,200	456,500
	42	289,000	306,200	331,700	354,700	395,600	457,500
	43	289,700	306,600	332,700	355,800	396,900	458,600
	44	290,300	307,100	333,600	356,800	398,200	459,700
	45	291,100	307,600	334,500	357,800	399,800	460,700
	46	291,800	308,000	335,500	358,700	401,000	461,300
	47	292,500	308,500	336,500	359,700	402,100	461,800
	48	293,100	308,900	337,500	360,700	403,300	462,200
	49	293,600	309,400	338,400	361,900	404,400	462,800
	50	294,100	309,800	339,300	363,200	405,300	463,300
	51	294,500	310,300	340,300	364,400	406,300	463,700
	52	294,900	310,800	341,300	365,600	407,200	464,200
	53	295,300	311,200	342,100	366,500	407,800	464,700
	54	295,800	311,600	343,000	367,800	408,600	465,100
	55	296,200	312,100	344,000	368,900	409,500	465,400
	56	296,600	312,500	344,900	370,200	410,300	465,700
	57	297,000	313,000	345,800	371,200	411,000	466,100
	58	297,400	313,700	346,700	372,100	411,700	
	59	297,700	314,400	347,800	373,200	412,400	
	60	298,000	315,100	348,700	374,400	413,000	
	61	298,400	315,800	349,600	375,500	413,600	
	62	298,800	316,800	350,700	376,700	414,200	
	63	299,200	317,700	351,900	377,900	414,900	
	64	299,500	318,400	353,100	379,000	415,500	

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	65	299,800	319,100	353,800	380,000	416,200	
	66	300,200	320,000	354,900	381,000	416,700	
	67	300,600	320,800	356,000	382,100	417,300	
	68	300,900	321,600	356,900	383,200	417,800	
	69	301,300	322,300	358,100	384,000	418,200	
	70	301,800	323,200	358,800	385,100	418,800	
	71	302,200	324,100	359,900	386,200	419,200	
	72	302,500	324,900	361,000	387,200	419,600	
	73	302,900	325,800	362,100	387,900	419,900	
	74	303,400	326,700	363,300	388,800	420,400	
	75	303,900	327,600	364,400	389,600	420,800	
	76	304,400	328,500	365,500	390,300	421,100	
	77	304,900	329,300	366,600	390,900	421,400	
	78	305,400	330,200	367,800	391,400	421,900	
	79	306,100	331,100	368,800	391,900	422,400	
	80	306,500	331,900	369,900	392,400	422,800	
	81	307,000	332,400	370,800	393,000	423,100	
	82	307,400	333,100	371,800	393,500	423,500	
	83	307,900	333,900	372,700	394,000	424,000	
	84	308,400	334,700	373,700	394,500	424,400	
	85	308,800	335,500	374,600	394,900	424,800	
	86	309,200	336,300	375,400	395,300	425,200	
	87	309,700	337,400	376,200	395,900	425,700	
	88	310,200	338,400	377,000	396,400	426,100	
	89	310,600	339,300	377,600	396,700	426,500	
	90	311,100	340,300	378,300	397,200	426,900	
	91	311,600	341,300	378,900	397,500	427,400	
	92	312,100	342,300	379,500	397,800	427,800	
	93	312,600	343,100	379,900	398,400	428,200	
	94	312,900	343,800	380,300	399,000		
	95	313,400	344,500	380,800	399,500		
	96	313,900	345,100	381,200	400,000		
	97	314,400	345,500	381,700	400,600		
	98	314,900	345,800	382,100	401,100		
	99	315,300	346,300	382,600	401,600		
	100	315,700	347,000	383,000	402,000		
	101	316,200	347,400	383,300	402,600		
	102	316,600	347,900	383,800	403,100		
	103	317,000	348,500	384,100	403,600		
	104	317,300	349,000	384,400	404,100		
	105	317,600	349,400	384,800	404,700		
	106	318,000	349,900	385,300	405,100		
	107	318,400	350,400	385,800	405,600		
	108	318,700	350,900	386,300	406,100		
	109	318,900	351,300	386,800	406,700		
	110	319,200	351,600	387,300			
	111	319,400	351,900	387,800			
	112	319,700	352,200	388,200			
	113	320,000	352,500	388,700			
	114	320,200	352,900	389,100			
	115	320,500	353,200	389,600			
	116	320,700	353,500	390,100			
	117	321,000	353,700	390,500			
	118	321,200	354,000	391,000			
	119	321,500	354,300	391,500			
	120	321,800	354,500	392,000			
	121	322,100	354,700	392,300			
	122	322,400	355,000				
	123	322,700	355,300				
	124	323,000	355,600				
	125	323,200	355,800				
	126	323,400	356,100				
	127	323,700	356,400				
	128	324,100	356,600				
	129	324,300	356,800				
	130	324,600	357,000				
	131	324,900	357,400				

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	132	325,300	357,600				
	133	325,500	357,900				
	134	325,800	358,300				
	135	326,100	358,700				
	136	326,500	359,100				
	137	326,700	359,400				
	138	327,000	359,800				
	139	327,300	360,200				
	140	327,600	360,600				
	141	327,800	360,900				
	142	328,100	361,300				
	143	328,500	361,600				
	144	328,800	362,000				
	145	329,000	362,300				
	146	329,200	362,700				
	147	329,500	363,100				
	148	329,800	363,500				
	149	330,000	363,800				
	150	330,200	364,200				
	151	330,500	364,600				
	152	330,800	365,000				
	153	331,200	365,300				
	154	331,400					
	155	331,600					
	156	331,900					
	157	332,200					
	158	332,500					
	159	332,800					
	160	333,100					
	161	333,500					
	162	333,800					
	163	334,100					
	164	334,400					
	165	334,800					
	166	335,100					
	167	335,400					
	168	335,700					
	169	336,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		273,000	295,500	303,800	315,600	334,200	375,900

備考　この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,800	259,500	354,200	406,000	481,200
	2	208,900	263,800	356,200	407,400	491,500
	3	210,100	266,700	358,300	408,800	501,300
	4	211,200	269,500	360,200	410,300	511,300
	5	212,400	272,100	362,200	411,700	521,300
	6	214,600	273,900	364,200	413,100	531,400
	7	216,700	275,500	366,200	414,400	540,200
	8	218,800	277,000	368,200	415,800	548,200
	9	220,900	278,500	370,100	417,200	556,100
	10	223,100	280,500	371,700	418,700	563,200
	11	225,100	282,500	373,300	420,200	568,600
	12	227,100	284,400	374,900	421,600	573,100
	13	229,100	286,500	376,500	422,800	576,200
	14	231,000	288,700	377,600	424,300	578,200
	15	232,900	290,900	378,700	425,800	
	16	234,800	293,100	379,700	427,300	
	17	236,500	295,400	381,000	428,800	
	18	238,300	297,700	382,200	430,500	
	19	240,100	300,100	383,400	432,100	
	20	241,900	302,500	384,600	433,800	
	21	243,900	304,800	385,800	435,000	
	22	245,700	307,100	387,000	436,400	
	23	247,400	309,200	388,100	437,800	
	24	249,100	311,300	389,200	439,100	
	25	250,800	313,400	390,300	440,500	
	26	252,900	315,300	391,300	441,800	
	27	254,900	317,300	392,200	443,300	
	28	256,800	319,200	393,200	444,800	
	29	258,700	321,100	394,100	446,000	
	30	259,900	322,600	394,800	447,200	
	31	261,000	324,200	395,600	448,800	
	32	262,100	325,700	396,300	450,300	
	33	263,500	327,300	396,900	451,700	
	34	264,900	328,800	397,600	453,100	
	35	266,300	330,300	398,300	454,500	
	36	267,700	331,800	399,200	455,900	
	37	269,100	333,200	399,900	457,300	
	38	270,600	334,200	400,600	458,700	
	39	272,100	335,100	401,400	460,100	
	40	273,700	335,900	402,100	461,600	
	41	275,200	336,700	402,900	462,700	
	42	276,500	337,200	404,000	464,000	
	43	277,900	337,700	405,200	465,400	
	44	279,300	338,100	406,400	466,700	
	45	280,800	338,500	407,100	467,500	
	46	282,100	339,000	408,100	468,300	
	47	283,400	339,500	408,900	469,200	
	48	284,600	339,900	409,700	470,100	
	49	285,900	340,300	410,400	470,900	
	50	287,000	340,700	411,100	471,800	
	51	288,100	341,100	411,700	472,400	
	52	289,200	341,600	412,300	473,200	
	53	290,200	342,000	412,900	473,600	
	54	291,300	342,400	413,600	474,200	
	55	292,300	342,800	414,400	474,700	
	56	293,300	343,200	415,200	475,200	
	57	294,300	343,600	415,800	475,700	
	58	295,000	343,900	416,600		
	59	295,600	344,300	417,300		
	60	296,200	344,700	418,000		
	61	296,800	345,100	418,600		
	62	297,400	345,600	419,300		
	63	298,000	346,200	420,000		
	64	298,600	346,700	420,700		
	65	299,200	347,200	421,400		

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	66	299,700	347,800	422,000		
	67	300,300	348,300	422,600		
	68	300,800	348,900	423,300		
	69	301,400	349,400	424,000		
	70	302,100	349,900	424,500		
	71	302,700	350,300	425,100		
	72	303,300	350,900	425,700		
	73	304,000	351,400	426,200		
	74	304,600	351,900	426,800		
	75	305,200	352,500	427,400		
	76	306,000	353,200	427,900		
	77	306,700	353,800	428,400		
	78	307,400	354,200	428,900		
	79	308,100	354,900	429,400		
	80	308,600	355,600	430,200		
	81	309,200	356,200	430,600		
	82	309,900	356,900	431,100		
	83	310,600	357,600	431,600		
	84	311,200	358,200	432,300		
	85	311,700	358,700	432,700		
	86	312,400	359,200	433,200		
	87	313,100	359,600	433,700		
	88	313,700	359,900	434,400		
	89	314,200	360,200	434,800		
	90	314,800	360,700	435,300		
	91	315,500	361,000	435,800		
	92	316,200	361,400	436,500		
	93	316,800	361,700	436,900		
	94	317,300	362,000			
	95	317,900	362,400			
	96	318,400	362,800			
	97	318,700	363,300			
	98	319,100	363,800			
	99	319,500	364,300			
	100	320,000	364,800			
	101	320,400	365,300			
	102	320,700	365,800			
	103	321,000	366,200			
	104	321,300	366,700			
	105	321,700	367,100			
	106	322,000	367,500			
	107	322,400	368,100			
	108	322,700	368,500			
	109	322,900	369,000			
	110	323,300	369,400			
	111	323,600	369,800			
	112	323,800	370,200			
	113	324,100	370,700			
	114	324,400	371,100			
	115	324,700	371,500			
	116	325,000	371,900			
	117	325,200	372,400			
	118	325,500	372,800			
	119	325,700	373,200			
	120	326,000	373,600			
	121	326,400	374,000			
定年再用時勤職員前任短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		252,600	299,500	327,800	375,300	440,200

備考　この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

指定職給料表

号給	給料月額
	円
1	766,000
2	827,000
3	887,000
4	970,000
5	1,046,000
6	1,121,000
7	1,200,000
8	1,273,000

備考　この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第2

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	446,000
2	512,000
3	581,000
4	669,000
5	779,000
6	888,000

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	412,000
3	442,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	423,000
2	475,000
3	530,000
4	599,000
5	684,000
6	798,000
7	932,000

説　明　資　料

目　　次

１　職員給与関係資料

令和８年職員給与実態調査の概要 …… 資－１
第１表　公民給与の較差算定対象職員の状況 …… 資－２
第２表　職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数 …… 資－５
第３表　職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比 …… 資－６
第４表　職員の給料表別平均給与月額 …… 資－７
第５表　職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額 …… 資－８
第６表　職員の扶養手当の支給状況
　その１　給料表別扶養親族数 …… 資－11
　その２　扶養親族数別職員数 …… 資－11
第７表　職員の地域手当の支給状況 …… 資－12
第８表　職員の住居手当の支給状況 …… 資－13
第９表　職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況 …… 資－14
第10表　職員の管理職手当の支給状況 …… 資－15
第11表　職員の通勤手当の支給状況 …… 資－16
第12表　再任用職員の適用給料表別人員 …… 資－17

２　民間給与関係資料

令和８年職種別民間給与実態調査の概要 …… 資－18
第13表　職種別民間給与実態調査の対象
　その１　産業別、企業規模別調査事業所数 …… 資－19
　その２　産業別調査従業員数 …… 資－19
第14表　民間における学歴別、企業規模別初任給（事務・技術関係職種） …… 資－20
第15表　民間における初任給の改定状況 …… 資－20
第16表　民間におけるベース改定の状況 …… 資－21
第17表　民間における定期昇給の実施状況 …… 資－21
第18表　企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等
　その１　給与比較の対象職種（事務・技術関係職種） …… 資－22
　その２　給与比較の対象外職種（企業規模計） …… 資－25
第19表　民間における国内異動に係る手当等の支給状況
　その１　転勤をした者に対する手当等の支給状況 …… 資－26
　その２　転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況 …… 資－26
第20表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 …… 資－27
第21表　民間における定年制の状況 …… 資－27
第22表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況 …… 資－27
第23表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準 …… 資－27

３　生計費関係資料

令和８年４月の標準生計費算定方法の概要 …… 資－28
第24表　京都市における費目別、世帯人員別標準生計費 …… 資－28

４　労働経済関係資料

第25表　労働経済指標 …… 資－29

参　考（国家公務員の給与等）

令和８年　人事院勧告・報告の概要 …… 資－30

１　職員給与関係資料

令和８年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、令和８年４月１日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

令和８年４月１日現在に在職する職員（同日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、臨時的任用職員、派遣職員、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与等に関する条例」附則第 14 項により給料月額が決定される職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された令和８年４月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第１表　公民給与の較差算定対象職員の状況

１　人員、平均年齢、平均経験年数

職　員　数	平　均　年　齢	平均経験年数
4,381人	39.5歳	17.0年

注）　公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いた者である。

２　学歴別、性別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.1%	15.6%	6.2%	78.1%	57.0%	43.0%	100.0%

３　年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.3%	7.9%	17.9%	15.5%	14.9%	8.3%	7.1%	11.3%	16.8%	100.0%

４　給与種目別平均給与月額

給　料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
331,939円	6,861円	30,732円	9,353円	9,533円	307円	388,725円

（注）　１　「給料」には、「給料の調整額」を含む。
　　２　「その他」は、「単身赴任手当（基礎額）」、「特地勤務手当等」及び「へき地手当等」である。

５　級別、号給別人員

職務の級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1	1	
2								7		
3								15		
4		1					3	21	2	
5		1						28	10	
6			1					10	10	
7										
8		105	1	1						
9		5	3							
10		14	3							
11		25	6	1						
12	10	89	17	1						
13	1	14	6	1			3			
14	1	14	7	2			8			
15		72	40		1		23			
16	9	40	18	2			28			
17		9	8	4			8			
18	1	24	40	23			11			
19	2	76	40	8			3			
20	8	28	17	3			4			

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
21	2	9	9	6			13			
22	2	28	59	28			2			
23	4	72	27	11			10			
24	9	20	18	7	1		13			
25	1	8	17	13	4		5			
26	2	21	66	37			6			
27	4	89	28	8			5			
28	14	21	14	7	1		4			
29	4	19	12	9	1	1	2			
30	8	19	67	24	2		1			
31	16	59	22	8	4	1	1			
32	157	9	14	5	1					
33	9	9	14	10		1	5			
34	18	33	84	16	2	2				
35	16	6	24	15	2	3	1			
36	117	9	14	11		3	1			
37	10	8	18	12	2	1	1			
38	14	9	48	17	3	3				
39	17	1	16	8	1	20	3			
40	11	5	9	7	3	19				
41	3	7	10	13	1	22				
42	4	7	27	11	4	32				
43	1		14	7	3	2				
44	2	2	9	8	2	12				
45	2	2	5	7	1	19				
46	1	4	17	10	2	9				
47	1		10	12	4	13				
48	2	7	6	3	1	12				
49	7		4	16	3	5				
50	3	1	10	10	1	7				
51				6	2	6				
52		4	2	7	4	3				
53	1	2	2	14	3	8				
54	2	2	9	9	3	5				
55			2	6	3	2				
56	2	3	2	8		5				
57	2			18	3	6				
58	1	2	6	7	3	2				
59	2	1	4	6	2	1				
60	1		1	8	5					
61			4	9	6	1				
62		1	2	9	4	2				
63	2	2	4	7	3					
64	2			10	8					
65			4	9	10	1				
66	1		4	10	9	2				
67			2	5	7					
68			1	9	4	1				
69	2			12	7					
70				10	9	1				
71			2	7	12	1				
72		1	2	11	8					
73	1			10	28	4				
74	4		2	6	10					
75			1	7	13					
76	3		2	10	13					

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77	2		3	5	13					
78			1	12	11					
79				16	8					
80	5		2	10	10					
81	1			6	8					
82			2	7	4					
83	1		1	14	11					
84	1		3	9	15					
85			3	8	54					
86				7						
87			1	6						
88	1		1	6						
89			4	12						
90			3	13						
91	2			4						
92			3	3						
93	4		3	112						
94			2							
95			2							
96			3							
97			2							
98			1							
99			3							
100			1							
101			4							
102			1							
103			2							
104		1								
105			4							
106			2							
107			1							
108			4							
109			54							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	536	1,020	1,073	882	363	238	164	82	23	－

計	4,381

第２表　職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職員数	構成比	平均年齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全職員	21,278	100.0	39.1	16.8
行政職給料表	4,767	22.4	39.1	16.7
公安職給料表	6,375	30.0	38.5	17.3
教育職給料表（２）	3,357	15.8	39.5	16.4
教育職給料表（３）	6,102	28.7	39.0	16.2
医療職給料表（１）	40	0.2	46.4	20.8
医療職給料表（２）	158	0.7	41.3	17.4
医療職給料表（３）	115	0.5	47.5	21.9
研究職給料表	194	0.9	40.2	16.9
特定任期付職員給料表	3	－	49.7	－
小計	21,111	99.2	39.1	16.7
企業職給料表	102	0.5	42.9	18.8
現業職（協約）給料表	65	0.3	57.6	38.2

（注）　１　再任用職員は含まれていない。（以下第11表までについて同じ。）
　　２　全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。

第３表　職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全職員	100.0	0.2	14.5	5.8	79.5	61.3	38.7
行政職給料表	100.0	0.1	15.0	6.8	78.1	55.1	44.9
公安職給料表	100.0	－	36.2	5.4	58.4	86.6	13.4
教育職給料表（２）	100.0	－	0.4	2.5	97.1	52.2	47.8
教育職給料表（３）	100.0	－	－	6.0	94.0	44.4	55.6
医療職給料表（１）	100.0	－	－	－	100.0	60.0	40.0
医療職給料表（２）	100.0	－	－	7.0	93.0	46.8	53.2
医療職給料表（３）	100.0	－	0.9	93.9	5.2	56.5	43.5
研究職給料表	100.0	－	1.6	0.5	97.9	68.6	31.4
特定任期付職員給料表	100.0	－	－	－	100.0	100.0	－
小計	100.0	0.0	14.4	5.9	79.7	61.1	38.9
企業職給料表	100.0	－	6.9	3.9	89.2	87.3	12.7
現業職（協約）給料表	100.0	44.6	44.6	9.2	1.6	72.3	27.7

第４表　職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
	円	円	円	円	円	円	円
全職員	365,793	10,148	32,138	7,534	4,587	2,859	423,059
行政職給料表	328,163	6,497	30,141	9,136	8,879	300	383,116
公安職給料表	362,104	14,660	34,440	5,884	1,749	530	419,367
教育職給料表(2)	390,647	8,599	32,905	9,233	2,619	4,133	448,136
教育職給料表(3)	385,504	9,264	30,655	7,092	4,852	5,268	442,635
医療職給料表(1)	495,635	10,100	90,020	5,988	52,925	215,203	869,871
医療職給料表(2)	346,276	8,101	28,841	9,052	3,565	5,676	401,511
医療職給料表(3)	363,180	14,326	30,054	3,897	1,981	261	413,699
研究職給料表	351,623	7,472	30,738	9,493	8,465	2,026	409,817
特定任期付職員給料表	648,667	－	60,975	－	－	－	709,642
小計	365,827	10,166	32,141	7,546	4,567	2,878	423,125
企業職給料表	348,357	9,618	32,033	8,248	11,704	882	410,842
現業職（協約）給料表	382,229	5,354	31,535	2,731	－	－	421,849

（注）　１　「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。
　　２　「その他」は、「単身赴任手当（基礎額）」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

第５表　職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額

１　全　職　員

学歴 / 区分 / 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			42	234,150					42	234,150
19 歳			38	238,450					38	238,450
20 歳			57	249,998	12	239,533	＊	＊	70	248,060
21 歳			46	255,415	5	240,600	＊	＊	52	253,756
22 歳			69	261,433	20	262,895	367	261,177	456	261,291
23 歳			88	264,827	5	265,840	458	262,212	551	262,662
24 歳			80	268,113	15	274,653	526	268,541	621	268,633
25 歳			79	275,991	35	272,420	511	274,208	625	274,333
26 歳			65	280,392	21	277,381	540	281,172	626	280,964
27 歳			79	288,280	26	288,504	499	287,646	604	287,766
28 歳			93	293,981	17	287,159	477	295,046	587	294,649
29 歳			72	295,610	28	297,414	481	299,647	581	299,039
30 歳			87	301,648	22	294,950	498	306,798	607	305,630
31 歳			59	302,861	20	300,420	553	314,595	632	313,051
32 歳			67	312,894	16	298,469	540	320,086	623	318,757
33 歳			59	316,193	17	307,894	544	326,228	620	324,771
34 歳			67	327,018	15	319,907	587	335,533	669	334,330
35 歳			54	333,178	17	322,129	590	341,417	661	340,248
36 歳			42	333,110	26	332,254	657	349,026	725	347,502
37 歳			79	347,162	17	328,300	697	356,308	793	354,796
38 歳			61	349,387	38	347,868	639	362,139	738	360,350
39 歳			57	361,095	31	355,410	594	369,418	682	368,085
40 歳			71	379,717	29	351,366	449	377,044	549	376,034
41 歳			68	380,022	33	363,669	525	381,271	626	380,207
42 歳			63	389,273	32	373,595	520	388,768	615	388,030
43 歳			61	386,951	26	368,781	458	394,183	545	392,162
44 歳			53	400,409	32	371,953	417	397,017	502	395,778
45 歳			62	403,865	28	387,257	381	406,827	471	405,274
46 歳			50	403,133	28	396,686	392	410,680	470	409,043
47 歳			67	407,930	44	402,472	379	413,954	490	412,099
48 歳			63	412,193	37	396,589	347	414,872	447	412,981
49 歳			64	421,505	43	393,502	299	418,268	406	416,155
50 歳	＊	＊	78	423,657	53	409,579	289	422,756	422	421,120
51 歳			98	424,044	47	403,859	310	426,305	455	423,499
52 歳			100	420,779	49	405,809	316	426,852	465	423,328
53 歳	＊	＊	111	427,630	49	400,799	307	431,640	469	427,008
54 歳	＊	＊	123	424,967	61	411,277	240	432,882	425	427,395
55 歳	3	389,367	79	420,623	46	406,533	296	430,899	424	426,047
56 歳	4	380,325	103	424,550	57	414,255	275	432,793	439	427,974
57 歳	3	389,367	106	430,427	37	418,019	272	431,482	418	429,720
58 歳	6	389,683	103	435,344	50	418,964	292	437,077	451	434,043
59 歳	＊	＊	83	435,323	42	424,944	262	436,810	389	434,867
60歳以上	11	388,445	31	411,816	20	328,481	135	392,719	197	388,963
計	34		3,077		1,246		16,921		21,278	
平均給料月額	383,253 円		359,578 円		367,118 円		356,140 円		357,323 円	
平均年齢	57.6 歳		40.4 歳		44.3 歳		38.5 歳		39.1 歳	
学歴構成比	0.2 %		14.5 %		5.8 %		79.5 %		100.0 %	

（注）　「＊」は人員が１～２人の場合である。

「大学卒」には一類採用試験に合格した高等専門学校卒業者を含む。

２　行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・特定任期付職員給料表の合計

学歴 / 区分 / 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			42	234,150					42	234,150
19 歳			38	238,450					38	238,450
20 歳			57	249,998	12	239,533	＊	＊	70	248,060
21 歳			46	255,415	5	240,600	＊	＊	52	253,756
22 歳			69	261,433	20	262,895	366	261,236	455	261,338
23 歳			87	264,989	5	265,840	453	262,421	545	262,863
24 歳			80	268,113	15	274,653	522	268,702	617	268,771
25 歳			79	275,991	35	272,420	508	274,353	622	274,453
26 歳			65	280,392	21	277,381	538	281,255	624	281,035
27 歳			79	288,280	26	288,504	498	287,716	603	287,824
28 歳			93	293,981	17	287,159	475	295,194	585	294,768
29 歳			72	295,610	28	297,414	479	299,761	579	299,131
30 歳			87	301,648	22	294,950	497	306,863	606	305,682
31 歳			59	302,861	20	300,420	552	314,638	631	313,086
32 歳			67	312,894	16	298,469	535	320,344	618	318,970
33 歳			59	316,193	17	307,894	543	326,264	619	324,800
34 歳			67	327,018	15	319,907	586	335,575	668	334,365
35 歳			54	333,178	17	322,129	587	341,575	658	340,384
36 歳			42	333,110	26	332,254	656	349,098	724	347,565
37 歳			79	347,162	17	328,300	693	356,513	789	354,969
38 歳			61	349,387	38	347,868	635	362,331	734	360,506
39 歳			57	361,095	31	355,410	591	369,494	679	368,146
40 歳			71	379,717	29	351,366	445	377,359	545	376,283
41 歳			68	380,022	33	363,669	524	381,321	625	380,247
42 歳			63	389,273	32	373,595	518	388,775	613	388,034
43 歳			61	386,951	26	368,781	457	394,216	544	392,186
44 歳			53	400,409	32	371,953	416	397,070	501	395,819
45 歳			62	403,865	28	387,257	380	406,705	470	405,171
46 歳			50	403,133	28	396,686	392	410,680	470	409,043
47 歳			67	407,930	43	403,451	379	413,954	489	412,205
48 歳			62	412,624	36	397,422	346	414,962	444	413,213
49 歳			64	421,505	43	393,502	295	419,069	402	416,722
50 歳	＊	＊	77	424,186	53	409,579	288	422,802	419	421,314
51 歳			98	424,044	47	403,859	309	426,401	454	423,559
52 歳			99	421,574	47	406,248	310	427,803	456	424,229
53 歳	＊	＊	110	428,067	49	400,799	307	431,640	468	427,109
54 歳			123	424,967	60	411,310	236	433,526	419	427,832
55 歳			77	421,335	43	408,677	291	431,415	411	427,148
56 歳			95	428,485	57	414,255	272	433,021	424	429,482
57 歳			102	432,343	37	418,019	269	431,709	408	430,626
58 歳	＊	＊	102	435,206	49	419,120	286	437,326	439	434,651
59 歳			81	436,818	42	424,944	262	436,810	385	435,517
60歳以上			17	422,956	19	325,132	131	391,715	167	387,320
計	5		3,041		1,236		16,829		21,111	
平均給料月額	369,880 円		359,280 円		366,967 円		356,216 円		357,290 円	
平均年齢	54.4 歳		40.2 歳		44.2 歳		38.5 歳		39.1 歳	
学歴構成比	0.0 %		14.4 %		5.9 %		79.7 %		100.0 %	

3　行政職給料表

学歴 / 区分 / 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			10	208,390					10	208,390
19 歳			11	213,836					11	213,836
20 歳			10	219,960	6	221,500	＊	＊	17	221,676
21 歳			9	226,144	3	225,267	＊	＊	13	227,254
22 歳			15	232,727	3	229,933	95	239,217	113	238,109
23 歳			24	242,029	＊	＊	149	242,915	174	242,743
24 歳			25	243,972	＊	＊	140	246,114	167	245,783
25 歳			19	247,895	12	249,192	145	251,966	176	251,337
26 歳			19	254,732	6	253,333	162	258,661	187	258,091
27 歳			17	260,724	5	260,620	142	263,032	164	262,719
28 歳			17	266,429	5	264,440	124	267,094	146	266,926
29 歳			17	270,894	4	267,525	128	271,818	149	271,597
30 歳			15	270,593	6	276,267	112	275,092	133	274,638
31 歳			15	275,020	5	270,200	127	284,062	147	282,668
32 歳			13	291,700	7	277,457	132	291,489	152	290,861
33 歳			12	292,400	5	283,800	133	296,791	150	296,007
34 歳			11	298,673	3	293,200	123	302,898	137	302,346
35 歳			7	298,900	＊	＊	132	308,876	141	307,901
36 歳			11	309,709	5	312,480	138	314,043	154	313,683
37 歳			17	309,329	＊	＊	125	322,376	143	320,530
38 歳			16	315,513	12	316,658	113	329,033	141	326,445
39 歳			11	323,073	8	328,688	86	331,257	105	330,204
40 歳			7	325,886	7	339,514	54	338,437	68	337,256
41 歳			16	348,406	6	339,314	71	344,902	93	345,145
42 歳			7	361,171	8	345,307	68	358,671	83	357,594
43 歳			14	361,250	7	345,685	55	361,066	76	359,683
44 歳			7	355,886	7	339,786	67	362,079	81	359,617
45 歳			8	371,275	4	383,425	37	366,740	49	368,843
46 歳			11	378,012	4	370,500	50	373,280	65	373,910
47 歳			11	376,382	6	349,367	47	376,015	64	373,580
48 歳			10	360,136	9	382,556	55	377,780	74	375,977
49 歳			12	369,517	13	365,608	52	384,808	77	379,183
50 歳	＊	＊	12	380,625	10	393,170	48	390,982	71	389,578
51 歳			26	390,670	16	383,984	63	403,644	105	397,436
52 歳			33	395,223	14	392,297	65	409,888	112	403,368
53 歳	＊	＊	24	396,938	17	394,519	77	407,949	120	402,438
54 歳			35	387,963	15	400,892	62	415,633	112	405,012
55 歳			26	393,064	17	387,196	93	414,593	136	407,052
56 歳			36	408,109	18	401,986	91	415,600	145	412,050
57 歳			30	410,266	12	402,755	113	421,742	155	418,051
58 歳	＊	＊	28	415,657	14	412,501	91	424,815	135	421,335
59 歳			23	425,979	14	420,235	89	432,604	126	430,021
60歳以上			17	422,956	5	385,303	68	418,303	90	417,348
計	5		714		324		3,724		4,767	
平均給料月額	369,880 円		335,114 円		350,312 円		324,745 円		328,084 円	
平均年齢	54.4 歳		41.5 歳		45.0 歳		38.2 歳		39.1 歳	
学歴構成比	0.1 %		15.0 %		6.8 %		78.1 %		100.0 %	

第６表　職員の扶養手当の支給状況

その１　給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	受給職員数	扶養親族数			平均扶養親族数		平均手当月額	
			子	その他の扶養親族	計	職員１人当たり	受給職員１人当たり	職員１人当たり	受給職員1人当たり
	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全職員	21,278	8,959	15,148	252	15,400	0.7	1.7	10,148	24,103
行政職給料表	4,767	1,347	2,098	76	2,174	0.5	1.6	6,497	22,992
公安職給料表	6,375	3,419	6,586	37	6,623	1.0	1.9	14,660	27,335
教育職給料表(2)	3,357	1,348	2,046	47	2,093	0.6	1.6	8,599	21,416
教育職給料表(3)	6,102	2,606	4,006	76	4,082	0.7	1.6	9,264	21,691
医療職給料表(1)	40	14	28	－	28	0.7	2.0	10,100	28,857
医療職給料表(2)	158	51	90	－	90	0.6	1.8	8,101	25,098
医療職給料表(3)	115	61	110	5	115	1.0	1.9	14,326	27,008
研究職給料表	194	57	100	3	103	0.5	1.8	7,472	25,430
特定任期付職員給料表	3	－	－	－	－	－	－	－	－
小計	21,111	8,903	15,064	244	15,308	0.7	1.7	10,166	24,105
企業職給料表	102	39	66	2	68	0.7	1.7	9,618	25,154
現業職（協約）給料表	65	17	18	6	24	0.4	1.4	5,354	20,471

（注）扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その２　扶養親族数別職員数

区分／扶養親族数	受給職員数	うち扶養親族である子を有する者	うち子以外の扶養親族を有する者
	人	人	人
計	8,959	8,816	223
１　人	4,022	3,894	128
２　人	3,614	3,599	50
３　人	1,161	1,161	30
４　人	146	146	14
５　人	14	14	1
６　人以上	2	2	－

第７表　職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数（構成比）					平均手当月額
	１級地	２級地	３級地	４級地	計	
	人	人	人	人	人	円
全職員	28 (0.1%)	8,755 (41.1%)	7,357 (34.6%)	5,138 (24.2%)	21,278 (100.0%)	32,138
行政職給料表	28 (0.6%)	2,808 (58.9%)	870 (18.3%)	1,061 (22.2%)	4,767 (100.0%)	30,141
公安職給料表	－ (－)	4,627 (72.6%)	1,062 (16.6%)	686 (10.8%)	6,375 (100.0%)	34,440
教育職給料表(2)	－ (－)	1,060 (31.6%)	1,274 (37.9%)	1,023 (30.5%)	3,357 (100.0%)	32,905
教育職給料表(3)	－ (－)	48 (0.8%)	3,861 (63.3%)	2,193 (35.9%)	6,102 (100.0%)	30,655
医療職給料表(1)	－ (－)	20 (50.0%)	16 (40.0%)	4 (10.0%)	40 (100.0%)	90,020
医療職給料表(2)	－ (－)	43 (27.2%)	47 (29.8%)	68 (43.0%)	158 (100.0%)	28,841
医療職給料表(3)	－ (－)	－ (－)	106 (92.2%)	－ (－)	115 (100.0%)	30,054
研究職給料表	－ (－)	89 (45.9%)	44 (22.7%)	61 (31.4%)	194 (100.0%)	30,738
特定任期付職員給料表	－ (－)	3 (100.0%)	－ (－)	－ (－)	3 (100.0%)	60,975
小計	28 (0.1%)	8,698 (41.1%)	7,280 (34.6%)	5,105 (24.2%)	21,111 (100.0%)	32,141
企業職給料表	－ (－)	34 (33.3%)	58 (56.9%)	10 (9.8%)	102 (100.0%)	32,033
現業職（協約）給料表	－ (－)	23 (35.4%)	19 (29.2%)	23 (35.4%)	65 (100.0%)	31,535

(注)１　地域手当の支給地域別の支給割合は、下表のとおりである。

区分	支給地域	支給割合
１級地	東京都の特別区	100分の20
２級地	京都市	100分の9.4
３級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の8
４級地	２級地又は３級地に該当する市町村以外の府内の地域	100分の7

２　医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第８表　職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	受給職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
			職員１人当たり	受給職員１人当たり	手当月額11,000円以下の受給者	手当月額11,100円以上30,000円未満の受給者	手当月額30,000円の受給者	小計	
	人	人	円	円	人	人	人	人	人
全職員	21,278	5,642	7,534	28,415	23	1,904	3,712	5,639	5 (2)
行政職給料表	4,767	1,538	9,136	28,317	1	561	975	1,537	2 (1)
公安職給料表	6,375	1,333	5,884	28,142	21	428	883	1,332	2 (-)
教育職給料表(2)	3,357	1,081	9,233	28,674	-	362	719	1,081	- (-)
教育職給料表(3)	6,102	1,511	7,092	28,642	-	487	1,024	1,511	- (-)
医療職給料表(1)	40	8	5,988	29,938	-	1	7	8	- (-)
医療職給料表(2)	158	51	9,052	28,043	-	17	34	51	- (-)
医療職給料表(3)	115	16	3,897	28,006	-	7	9	16	- (-)
研究職給料表	194	68	9,493	27,084	1	29	37	67	1 (0)
特定任期付職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
小計	21,111	5,606	7,546	28,416	23	1,892	3,688	5,603	5 (2)
企業職給料表	102	30	8,248	28,043	-	11	19	30	- (-)
現業職（協約）給料表	65	6	2,731	29,583	-	1	5	6	- (-)

(注)　「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の(　)内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第９表　職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特地勤務（へき地）手当等			初任給調整手当		
		受給職員数	平均手当月額		受給職員数	平均手当月額	
			職員１人当たり	受給職員１人当たり		職員１人当たり	受給職員１人当たり
	人	人	円	円	人	円	円
全職員	21,278	101	125	26,327	75	449	127,281
行政職給料表	4,767	5	17	16,456	－	－	－
公安職給料表	6,375	10	26	16,578	－	－	－
教育職給料表(2)	3,357	－	－	－	－	－	－
教育職給料表(3)	6,102	80	382	29,114	－	－	－
医療職給料表(1)	40	－	－	－	34	219,182	251,415
医療職給料表(2)	158	－	－	－	34	5,296	24,612
医療職給料表(3)	115	－	－	－	－	－	－
研究職給料表	194	6	422	13,651	7	831	23,029
特定任期付職員給料表	3	－	－	－	－	－	－
小計	21,111	101	126	26,327	75	452	127,281
企業職給料表	102	－	－	－	－	－	－
現業職（協約）給料表	65	－	－	－	－	－	－

第10表　職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数										平均手当月額	
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全職員	21,278	33	114	102	173	44	257	78	356	302	1,459	4,587	66,903
行政職給料表	4,767	31	76	43	114	7	232	−	13	29	545	8,879	77,660
公安職給料表	6,375	−	22	55	42	−	−	−	−	−	119	1,749	93,672
教育職給料表(2)	3,357	−	−	−	−	14	−	25	61	67	167	2,619	52,641
教育職給料表(3)	6,102	−	−	−	−	23	−	53	280	206	562	4,852	52,678
医療職給料表(1)	40	1	10	3	4	−	−	−	−	−	18	52,925	117,611
医療職給料表(2)	158	−	−	−	4	−	4	−	−	−	8	3,565	70,400
医療職給料表(3)	115	−	−	−	2	−	1	−	−	−	3	1,981	75,933
研究職給料表	194	1	3	−	5	−	12	−	−	−	21	8,465	78,200
特定任期付職員給料表	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
小計	21,111	33	111	101	171	44	249	78	354	302	1,443	4,567	66,818
企業職給料表	102	−	3	1	2	−	8	−	2	−	16	11,704	74,613
現業職（協約）給料表	65	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

第11表　職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数					平均手当月額	
		交通機関利用者 A	交通用具使用者		併用者 D	計 (A+B+C+D)	職員1人当たり	受給職員1人当たり
			自動車・バイクを使用する者 B	自転車のみを使用する者 C				
	人	人	人	人	人	人	円	円
全職員	21,278	6,038	10,446	641	837	17,962	9,562	11,328
行政職給料表	4,767	2,389	1,074	248	177	3,888	11,843	14,520
公安職給料表	6,375	2,533	2,358	267	175	5,333	9,357	11,185
教育職給料表(2)	3,357	584	2,181	57	93	2,915	9,765	11,246
教育職給料表(3)	6,102	288	4,544	58	360	5,250	7,553	8,778
医療職給料表(1)	40	18	4	2	2	26	9,398	14,459
医療職給料表(2)	158	58	52	5	11	126	15,066	18,893
医療職給料表(3)	115	12	89	－	－	101	7,815	8,899
研究職給料表	194	84	66	2	16	168	14,309	16,524
特定任期付職員給料表	3	2	－	－	－	2	13,257	19,886
小計	21,111	5,968	10,368	639	834	17,809	9,542	11,311
企業職給料表	102	62	28	1	3	94	13,966	15,154
現業職（協約）給料表	65	8	50	1	－	59	9,239	10,178

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給料表区分	暫定再任用職員		定年前再任用短時間勤務職員
	フルタイム勤務職員数	短時間勤務職員数	
	人	人	人
全職員	622	121	41
60歳	－	－	18
61歳	－	－	23
62歳	235	28	－
63歳	192	43	－
64歳	195	50	－
行政職給料表	212	71	31
公安職給料表	71	－	－
教育職給料表（２）	212	27	4
教育職給料表（３）	85	10	2
医療職給料表（２）	8	1	－
医療職給料表（３）	－	2	2
研究職給料表	9	7	1
小計	597	118	40
企業職給料表	13	1	1
現業職（協約）給料表	12	2	－

２　民間給与関係資料

令和８年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和８年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア　調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の府内の民間事業所　879 事業所

イ　調査対象職種

76 職種（行政職に相当する職種 22 職種　その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア　標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって 22 層に層化し、これらの層から 200 事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

調査の完結した事業所は第 13 表その１のとおりである。

イ　従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第 13 表その２のとおりである。

(5) 集　　計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表　職種別民間給与実態調査の対象

その１　産業別、企業規模別調査事業所数

産業＼企業規模	規模計	500人以上	100人以上500人未満
	事業所	事業所	事業所
産業計	165	91	74
農業,林業、漁業、鉱業,採石業,砂利採取業、建設業	6	6	－
製造業	69	33	36
電気･ガス･熱供給･水道業、情報通信業、運輸業,郵便業	29	20	9
卸売業,小売業	13	8	5
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業	12	11	1
教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業	36	13	23

（注）１　上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が32事業所あった。
２　調査対象事業所200事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した3事業所を除いた197事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は83.8%である。

その２　産業別調査従業員数

産業＼項目	調査対象事業所の従業員数	調査完了事業所			
		従業員数	調査対象職種該当従業員数	調査実人員	うち初任給関係職種
	人	人	人	人	人
産業計	163,510	37,811	20,057	11,932	807
農業,林業、漁業、鉱業,採石業,砂利採取業、建設業	2,008	662	308	270	8
製造業	69,276	19,991	11,481	6,299	431
電気･ガス･熱供給･水道業、情報通信業、運輸業,郵便業	17,989	4,545	1,355	1,090	101
卸売業,小売業	8,424	2,028	988	835	74
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業	6,213	1,999	907	723	31
教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業	59,600	8,586	5,018	2,715	162

第14表　民間における学歴別、企業規模別初任給（事務・技術関係職種）

学　歴 （新規学卒者）	規　模　計	500人以上	100人以上 500人未満
	円	円	円
大　学　卒	270,300	284,282	242,035
短　大　卒	216,328	242,907	208,923
高　校　卒	212,906	219,500	204,757

（注）　金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第15表　民間における初任給の改定状況

学歴 ＼ 企業規模 ＼ 項目		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増　額	据置き	減　額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	39.5	(73.1)	(26.9)	－	60.5
	500人以上	40.5	(82.9)	(17.1)	－	59.5
	100人以上500人未満	38.6	(63.4)	(36.6)	－	61.4
高校卒	規模計	12.8	(87.9)	(12.1)	－	87.2
	500人以上	10.4	(100.0)	－	－	89.6
	100人以上500人未満	15.1	(79.9)	(20.1)	－	84.9

（注）　（　）内は、新規学卒者の採用がある事業所を100％とした割合である。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表　民間におけるベース改定の状況

役職段階＼項目／企業規模		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
		%	%	%	%
係員	規模計	67.9	1.8	－	30.3
	500人以上	87.2	0.9	－	11.9
	100人以上500人未満	48.1	2.7	－	49.2
課長級	規模計	60.8	3.1	－	36.1
	500人以上	77.4	1.0	－	21.6
	100人以上500人未満	44.4	5.2	－	50.4

（注）　ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第17表　民間における定期昇給の実施状況

役職段階＼項目／企業規模		定期昇給制度あり	定期昇給実施	定期昇給額・率は昨年に比べて			定期昇給停止	定期昇給制度なし
				増額	減額	変化なし		
		%	%	%	%	%	%	%
係員	規模計	94.5	94.5 (100.0)	36.7 (38.8)	6.4 (6.8)	51.4 (54.4)	－ (0.0)	5.5
	500人以上	96.1	96.1 (100.0)	36.0 (37.4)	6.8 (7.0)	53.4 (55.5)	－ (0.0)	3.9
	100人以上500人未満	92.8	92.8 (100.0)	37.5 (40.4)	6.0 (6.5)	49.3 (53.1)	－ (0.0)	7.2
課長級	規模計	87.1	87.1 (100.0)	32.5 (37.4)	5.1 (5.9)	49.4 (56.7)	－ (0.0)	12.9
	500人以上	86.7	86.7 (100.0)	28.4 (32.7)	5.3 (6.1)	53.1 (61.2)	－ (0.0)	13.3
	100人以上500人未満	87.5	87.5 (100.0)	37.0 (42.3)	5.0 (5.7)	45.5 (52.0)	－ (0.0)	12.5

（注）１　定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
２　（　）内は、定期昇給制度がある事業所を100%とした割合である。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第18表　企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その１　給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 / 項目 / 職種名	規模計			500人以上			100人以上500人未満		
	調査実人員	平均年齢	平均給与月額	調査実人員	平均年齢	平均給与月額	調査実人員	平均年齢	平均給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長 工場長	31	53.1	755,001	25	53.6	818,750	6	51.0	538,768
～19　歳	－		－	－		－	－		－
20～23	－		－	－		－	－		－
24～27	－		－	－		－	－		－
28～31	－		－	－		－	－		－
32～35	－		－	－		－	－		－
36～39	－		－	－		－	－		－
40～43	＊		＊	－		－	＊		＊
44～47	－		－	－		－	－		－
48～51	6		671,581	5		693,031	＊		＊
52～55	17		816,944	14		872,291	3		607,264
56～59	6		730,324	5		831,706	＊		＊
60～	＊		＊	＊		＊	－		－
大学卒	21	53.1	824,905	19	53.4	852,499	2	50.5	624,137
短大卒	5	51.7	529,737	2	53.0	650,332	3	51.0	465,528
高校卒	5	54.0	721,692	4	54.6	763,381	＊	＊	＊
中学卒	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事務部長 技術部長	582	52.5	731,995	445	52.4	764,860	137	52.9	618,623
～19　歳	－		－	－		－	－		－
20～23	－		－	－		－	－		－
24～27	－		－	－		－	－		－
28～31	－		－	－		－	－		－
32～35	－		－	－		－	－		－
36～39	8		705,787	7		719,616	＊		＊
40～43	19		664,218	14		691,095	5		560,326
44～47	58		707,639	43		745,620	15		580,701
48～51	123		745,272	97		781,424	26		600,181
52～55	163		730,142	118		766,480	45		634,269
56～59	192		739,135	154		764,893	38		627,045
60～	19		776,934	12		872,418	7		669,977
大学卒	452	52.2	752,760	357	52.1	783,183	95	52.4	628,103
短大卒	69	53.9	662,142	47	53.5	687,469	22	54.5	612,221
高校卒	60	53.8	643,340	40	53.9	674,807	20	53.7	581,256
中学卒	＊	＊	＊	＊	＊	＊	－	－	－
事務部次長 技術部次長	240	51.9	659,466	166	52.0	744,840	74	51.8	535,399
～19　歳	－		－	－		－	－		－
20～23	－		－	－		－	－		－
24～27	－		－	－		－	－		－
28～31	－		－	－		－	－		－
32～35	－		－	－		－	－		－
36～39	7		702,346	5		849,532	2		579,555
40～43	11		639,729	6		733,416	5		579,334
44～47	38		631,420	30		694,206	8		485,081
48～51	51		647,809	31		727,446	20		563,382
52～55	66		674,213	47		772,948	19		515,189
56～59	58		681,167	42		761,359	16		537,622
60～	9		599,190	5		703,446	4		507,297
大学卒	173	51.7	690,500	135	52.1	743,887	38	50.6	562,018
短大卒	33	51.7	579,417	14	49.0	804,759	19	52.5	510,906
高校卒	33	53.0	584,074	16	52.5	705,758	17	53.4	505,860
中学卒	＊	＊	＊	＊	＊	＊	－	－	－
事務課長 技術課長	1,256	49.5	592,077	908	49.9	623,300	348	48.4	504,613
～19　歳	－		－	－		－	－		－
20～23	－		－	－		－	－		－
24～27	－		－	－		－	－		－
28～31	2		410,819	－		－	2		410,819
32～35	12		474,865	6		483,216	6		467,614
36～39	75		540,949	52		565,658	23		475,563
40～43	146		565,917	93		611,445	53		485,532
44～47	233		584,441	159		617,563	74		504,971
48～51	262		600,084	192		633,464	70		509,327
52～55	284		602,166	218		627,249	66		509,777
56～59	214		618,362	175		640,040	39		507,856
60～	28		622,383	13		660,864	15		595,703
大学卒	913	49.0	611,724	675	49.4	642,495	238	47.5	518,336
短大卒	164	50.3	525,018	105	50.5	558,018	59	49.9	465,499
高校卒	176	51.7	556,120	126	52.0	578,853	50	50.8	490,000
中学卒	3	45.4	460,137	2	49.8	521,100	＊	＊	＊

企業規模 / 項目 / 職種名	規模計			500人以上			100人以上500人未満		
	調査実人員	平均年齢	平均給与月額	調査実人員	平均年齢	平均給与月額	調査実人員	平均年齢	平均給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	520	48.2	497,278	440	48.9	503,136	80	45.2	471,266
～19　歳	－		－	－		－	－		－
20～23	－		－	－		－	－		－
24～27	－		－	－		－	－		－
28～31	3		362,422	3		362,422	－		－
32～35	16		417,271	10		419,597	6		415,500
36～39	48		461,159	38		473,780	10		429,288
40～43	87		486,324	69		489,477	18		477,659
44～47	93		514,214	78		526,796	15		458,881
48～51	96		524,008	83		526,468	13		509,953
52～55	83		508,566	73		510,690	10		494,579
56～59	89		487,969	81		486,886	8		497,762
60～	5		447,476	5		447,476	－		－
大学卒	403	47.6	506,306	344	48.4	512,029	59	43.6	479,062
短大卒	53	51.0	441,286	45	50.5	443,423	8	53.1	431,498
高校卒	64	50.3	479,441	51	51.1	487,498	13	48.2	456,893
中学卒	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事務係長 技術係長	1,363	45.8	451,890	1,003	46.1	471,085	360	45.0	379,542
～19　歳	－		－	－		－	－		－
20～23	－		－	－		－	－		－
24～27	2		282,661	2		282,661	－		－
28～31	31		379,395	22		399,430	9		315,975
32～35	103		406,042	80		421,866	23		329,571
36～39	181		430,950	124		451,902	57		370,083
40～43	236		456,114	169		478,573	67		380,741
44～47	213		459,862	154		483,044	59		382,179
48～51	222		467,420	153		491,272	69		396,957
52～55	217		459,471	170		473,961	47		394,464
56～59	147		477,476	120		489,993	27		380,855
60～	11		374,832	9		353,771	2		462,605
大学卒	931	44.4	459,584	698	44.7	476,828	233	43.1	384,687
短大卒	224	48.3	411,913	130	48.7	439,542	94	47.6	368,845
高校卒	205	51.1	450,847	173	51.2	463,820	32	50.6	372,240
中学卒	3	53.7	535,890	2	55.3	604,445	＊	＊	＊
事務主任 技術主任	1,434	45.1	408,930	987	46.2	427,079	447	41.8	351,698
～19　歳	－		－	－		－	－		－
20～23	－		－	－		－	－		－
24～27	46		298,825	24		303,652	22		292,717
28～31	146		340,085	106		350,309	40		309,991
32～35	180		361,340	110		372,129	70		343,986
36～39	179		386,523	110		407,781	69		351,210
40～43	181		403,349	125		420,445	56		353,591
44～47	151		419,231	100		439,272	51		366,030
48～51	189		417,766	133		435,924	56		353,375
52～55	180		450,897	130		465,384	50		376,095
56～59	172		455,137	142		462,215	30		393,665
60～	10		364,136	7		353,338	3		397,286
大学卒	950	43.8	409,042	651	45.1	425,221	299	39.6	354,202
短大卒	238	48.4	392,822	148	49.7	417,104	90	45.9	346,975
高校卒	242	48.2	423,388	185	48.5	443,071	57	47.2	346,904
中学卒	4	46.5	412,702	3	49.4	438,731	＊	＊	＊
事務係員 技術係員	4,062	38.6	358,215	2,544	38.6	377,607	1,518	38.6	316,769
～19　歳	10		240,255	5		251,952	5		224,075
20～23	207		270,921	144		277,322	63		254,398
24～27	792		300,839	556		311,092	236		272,367
28～31	562		320,552	346		334,733	216		291,149
32～35	432		345,073	250		364,198	182		312,955
36～39	354		374,712	204		407,903	150		317,653
40～43	328		385,602	196		407,459	132		346,155
44～47	334		383,944	188		409,978	146		336,196
48～51	346		402,260	208		429,141	138		345,049
52～55	345		406,380	219		428,533	126		354,509
56～59	282		430,721	177		462,458	105		354,434
60～	70		420,496	51		439,567	19		343,305
大学卒	2,705	36.9	363,790	1,730	37.1	382,202	975	36.3	321,199
短大卒	624	41.6	340,292	350	40.7	358,992	274	43.0	313,707
高校卒	729	43.2	349,993	461	43.2	371,364	268	43.2	302,612
中学卒	4	45.4	393,845	3	47.1	413,415	＊	＊	＊

（注）１　平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。（その２において同じ。）

２　「＊」は、調査実人員が１人の場合である。（その２において同じ。）

３　平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。（その２において同じ。）

（参考）調査職種の該当要件

職種		要件
事務・技術関係職種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店（社）・工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事務部長 技術部長	２課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	事務課長 技術課長	２係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

（注）　「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

（参考）公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所	
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
10級	部長等	
9級		
8級	課長	部長等
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

（注）　部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その２　給与比較の対象外職種（企業規模計）

	職種名	調査実人員	平均年齢	平均給与月額	備考
		人	歳	円	
技能・労務関係職種	電話交換手	3	33.3	257,056	見習及び外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	－	－	－	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	－	－	－	
	用務員	52	46.0	268,515	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	37	58.1	830,289	
	大学教授	173	57.2	718,002	
	大学准教授	124	46.4	588,333	
	大学講師	56	44.2	454,016	
	大学助教	41	40.9	397,901	
	高等学校校長	2	62.0	779,799	
	高等学校教頭	4	52.8	687,634	
	高等学校教諭	45	44.3	570,736	
研究関係職種	研究所長	＊	＊	＊	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	39	48.5	678,579	２室(係)以上又は構成員７人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	41	43.4	538,020	構成員３人以上の室（係）の長
	主任研究員	61	41.3	458,910	下記研究員より上位の者
	研究員	106	33.3	363,178	
	研究補助員	20	32.5	347,045	
医療関係職種	病院長	＊	＊	＊	部下に医師又は歯科医師５人以上
	副院長	11	55.5	1,292,179	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	48	52.1	1,123,456	部下に医師又は歯科医師１人以上
	医師	58	35.3	696,236	
	歯科医師	6	28.3	403,083	
	薬局長	4	50.0	502,194	部下に薬剤師２人以上
	薬剤師	65	33.9	312,470	
	診療放射線技師	73	32.2	317,537	
	臨床検査技師	84	37.2	315,862	
	栄養士	41	34.1	281,900	
	理学療法士	105	32.8	318,016	
	作業療法士	45	30.3	267,728	
	総看護師長	4	54.9	499,551	部下に看護師長５人以上
	看護師長	54	52.9	516,810	部下に看護師又は准看護師５人以上
	看護師	203	35.7	338,564	
	准看護師	30	45.0	323,021	

第19表　民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その１　転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
87.3%	77.1%	70.8%	12.7%

（注）１　手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
　　２　支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その２　転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

支給する	年間支給回数						支給しない
	１～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
85.8%	(4.0%)	(44.5%)	(10.7%)	(32.5%)	(8.3%)	18.2回	14.2%

（注）１　帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
　　２　年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第20表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

部長級（非役員）		課　長　級		係　　員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
51.1	48.9	52.6	47.4	55.1	44.9

（注）　小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第21表　民間における定年制の状況

定年制あり	定　年　年　齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	64.2%	35.8%	0.0%

（注）　１　定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。
　　２　小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第22表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区　分 ＼ 項　目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
係　　員	76.6%	53.5%	23.4%
課　長　級	76.6%	50.9%	23.4%

（注）　１　「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
　　（第23表において同じ。）
　　２　一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。
　　なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第23表　定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課　長　級	係　　員
80.7%	77.0%

（注）　標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

３　生計費関係資料

令和８年４月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、「家計調査」（総務省）等に基づき、勤労者世帯のうち、１人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（２人～５人世帯）について、令和８年４月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の５つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ家計調査等の次に掲げる大分類項目に対応する。

食　料　費 …… 食料
住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費 …… 被服及び履物
雑　費　Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑　費　Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「２　民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

第 24 表　京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和８年４月）

費目＼世帯人員	１人	２人	３人	４人	５人
	円	円	円	円	円
食料費	29,860	53,500	66,190	78,890	91,580
住居関係費	42,390	54,920	47,360	39,810	32,260
被服・履物費	4,230	4,680	6,530	8,380	10,240
雑費Ⅰ	18,290	22,900	31,730	40,560	49,400
雑費Ⅱ	7,720	14,880	17,400	19,920	22,430
合計	102,490	150,880	169,210	187,560	205,910

※京都市の結果のみが公表されているため、これを用いている。

4　労働経済関係資料

第25表　労働経済指標

項目					年月	令和７年４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	令和８年１月	２月	３月	４月	５月
民間給与（厚生労働省毎勤調査）	全産業	現金給与総額	全国	金額		338,252円	337,884	625,297	476,302	332,555	335,091	337,567	351,701	759,081	336,713	337,184	359,724	352,253	349,533
				対前年同月増減率		2.3%	1.2	3.8	3.6	1.7	2.6	2.8	2.0	2.4	2.8	4.2	3.6	4.1	3.4
			京都府	金額		303,389円	313,800	582,033	416,089	308,995	300,180	309,934	333,892	717,885	319,566	309,101	311,232	317,260	311,849
				対前年同月増減率		△ 0.7	7.1	5.7	3.9	2.7	3.1	3.3	4.5	5.2	2.7	4.1	1.6	4.6	△ 0.6
		きまって支給する給与	全国	金額		323,962円	321,399	324,349	324,962	322,452	323,860	328,155	326,666	327,349	324,326	325,671	329,333	336,689	332,509
				対前年同月増減率		2.3%	2.0	2.3	2.4	2.1	2.3	2.9	2.1	2.3	3.3	3.9	4.0	3.9	3.5
			京都府	金額		294,137円	296,076	295,092	296,189	297,713	292,340	300,261	297,329	298,945	299,451	297,648	296,038	307,139	303,716
				対前年同月増減率		1.9	3.3	2.4	2.6	2.9	1.3	3.2	2.3	2.5	2.3	3.3	2.8	4.4	2.6
	製造業	きまって支給する給与	全国	金額		356,402円	354,821	359,765	360,148	356,123	357,267	362,412	362,697	361,792	357,678	362,392	364,166	373,259	368,804
				対前年同月増減率		4.3%	4.2	4.6	4.2	3.9	3.6	4.0	3.9	4.0	4.5	4.7	4.7	4.7	3.9
			京都府	金額		362,340円	363,689	367,705	368,570	369,266	367,697	371,996	368,911	366,323	364,000	366,266	372,013	381,452	381,322
				対前年同月増減率		5.7	5.0	5.5	5.8	4.3	5.2	4.0	3.4	3.1	4.1	3.8	4.5	5.3	4.8
生計費（総務省家計調査）	消費支出（２人以上の世帯）	全国	金額			325,717円	316,085	295,419	305,694	313,977	303,214	306,872	314,242	351,522	307,584	289,391	334,701	328,969	320,345
			対前年同月増減率			4.0%	8.9	5.2	5.1	5.5	5.3	0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0	1.3
			エンゲル係数			26.4%	28.3	29.1	29.0	30.1	29.0	29.3	28.9	30.7	28.3	29.0	27.5	26.8	29.5
		近畿地方	金額			315,423円	318,258	296,495	290,232	288,533	294,087	294,114	293,710	337,741	309,074	282,705	321,792	335,253	337,489
			エンゲル係数			27.9%	28.6	28.9	30.7	32.4	29.9	30.1	30.8	32.4	27.6	29.4	28.3	26.3	28.5
		京都市	金額			322,491円	285,735	304,522	274,123	274,643	292,361	302,354	319,383	310,576	300,309	258,839	299,381	264,288	306,792
			エンゲル係数			28.4%	34.5	29.7	33.3	34.1	33.2	31.8	28.1	36.6	29.9	32.5	29.1	31.9	30.4
物価	消費者物価指数（総合）（総務省）		対前年同月上昇率	全国		3.6%	3.5	3.3	3.1	2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5
				京都市		3.6%	3.5	3.7	3.3	3.1	3.1	3.3	3.0	2.3	1.7	1.3	1.8	1.6	1.8
その他	雇用者数（労働力調査）					6,168	6,182	6,183	6,195	6,177	6,186	6,198	6,210	6,208	6,197	6,197	6,175	6,238	6,238
	有効求人倍率		全国			1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17
			京都府			1.28	1.28	1.27	1.28	1.26	1.25	1.24	1.24	1.25	1.21	1.22	1.21	1.22	1.22
	総実労働時間数（毎勤・全産業）					145.4	140.5	145.2	148.8	135.2	139.9	147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8	135.2
		うち所定外労働時間数				12.0	11.3	11.3	11.6	10.6	11.4	12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2	11.1
	鉱工業生産指数（経済産業省）			対前年同月増減率		△0.7%	△ 2.9	3.4	△ 1.5	△ 3.3	2.2	0.1	△ 4.2	0.9	0.7	0.4	2.4	2.0	△ 2.1

（注）１　雇用者数及び有効求人倍率は、季節調整済値である。
　　２　民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。

参考（国家公務員の給与等）

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに 人事院 National Personnel Authority

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

◆ **本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格** 〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕

✓ **職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に**

✓ **能力・実績に応じた人事運用**を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し

✓ 民間企業の管理監督者と同様に、**勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度**の導入

※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

◆ **転勤の経済的負担の軽減**

✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、**転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設**

◆ **働きやすい環境の整備**

✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、**伴走支援の対象府省を拡大**

◆ **柔軟な働き方の推進**

✓ 事由を問わない年7日の**無給休暇の新設**

✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化

◆ **「成長できる職場」の整備**

✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

◆ **採用試験等の見直し**

✓ **基礎能力試験へのCBT方式（オンライン試験）の導入**
〔対象〕
・令和9年度経験者採用試験
・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
・令和11年春の総合職全区分【予定】

✓ **技術系人材の確保**に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

◆ **アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進**

✓ 専門人材等の情報を集約した**人材プールの整備・活用**

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

◆ **「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進**
～ブランドメッセージ**「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」**～

◆ **国家公務員行動規範の更なる浸透**

国家公務員行動規範
- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに 人事院 National Personnel Authority

● 職員の給与の改定（勧告・報告）

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準［官民較差：15,056円（3.51%）］

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定
 ※ 行政職俸給表（一）の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善）

 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに9,500円の引上げ）

- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表（一）の平均改定率8.5%）

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- **転居に関する手当の新設** 【令和9年4月実施】
 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）
 例 東京から大阪に異動する場合の手当額（年額） 約22万円［単身赴任者は約49万円］
 ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額（年間36万円）を支給

- **広域異動手当の支給割合の引上げ** 【令和8年4月実施】
 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月（期末手当及び勤勉手当に均等に配分）【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- **特定任期付職員の勤勉手当の見直し** 【令和9年4月実施】
 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保（最高で年間約3,380万円）

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

● 職員の勤務時間及び休暇の改定（勧告）【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が**事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設** ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➢ **日単位の無給休暇**

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➢ **時間単位の無給休暇**

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が**1日に満たない場合でも指定可能**とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正（意見の申出）【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法（令和8年7月成立）の内容を踏まえ、**職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃**